

令和6年(2024年)第2回ニセコ町議会定例会 第1号

令和6年(2024年)3月6日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 令和6年度町政執行方針
- 6 令和6年度教育行政執行方針
- 7 陳情第 1号 ニセコ町立小中学校の給食の無償化を求める陳情
(学校給食の無償化を求める保護者有志の会 事務局 中江綾)
- 8 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 9 議案第 1号 第6次ニセコ町総合計画の策定について
(提案理由の説明)
- 10 議案第 2号 ニセコ町道路線の認定について(中学校西通)
(提案理由の説明)
- 11 議案第 3号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例
(提案理由の説明)
- 12 議案第 4号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 13 議案第 5号 教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 14 議案第 6号 ニセコ町職員定数条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 15 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 16 議案第 8号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例
(提案理由の説明)
- 17 議案第 9号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)

- 18 議案第10号 ニセコ町職員の自己啓発等休業に関する条例
(提案理由の説明)
- 19 議案第11号 ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 20 議案第12号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 21 議案第13号 ニセコ町草地畜産基盤整備事業の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 22 議案第14号 ニセコ町公園条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 23 議案第15号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 24 議案第16号 ニセコ町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 25 議案第17号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 26 議案第18号 令和6年度ニセコ町一般会計予算
(提案理由の説明)
- 27 議案第19号 令和6年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 28 議案第20号 令和6年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
(提案理由の説明)
- 29 議案第21号 令和6年度ニセコ町簡易水道事業会計予算
(提案理由の説明)
- 30 議案第22号 令和6年度ニセコ町公共下水道事業会計予算
(提案理由の説明)

○出席議員 (10名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 高瀬 浩 樹 | 2番 大野 幹 哉 |
| 3番 高木 直 良 | 4番 榊 原 龍 弥 |
| 5番 前原 孝 植 | 6番 小松 弘 幸 |
| 7番 斉藤 うめ子 | 8番 木下 裕 三 |

9番 篠原正男

10番 青羽雄士

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副町	長	山	本	契	太
会計管理	者	加	藤	紀	孝
総務課	長	福	村	一	広
企画環境課	長	黒	瀧	敏	雄
企画環境課	参事	阿	南	孝	宏
税務課	長	鈴	木		健
町民生活課	長	富	永		匡
保健福祉課	長	桜	井	幸	則
農政課	長	中	川	博	視
農業委員会事務局	長				
農政課	参事	山	田	浩	二
農政課	参事	長	田	陽	介
国営農地再編推進室	長	石	山		智
商工観光課	長	阿	部	信	幸
商工観光課	参事	三	上		進
都市建設課	長	橋	本	啓	二
上下水道課	長	石	山	康	行
総務係	長	樋	口	範	幸
財政係	長	浅	井	理	登
監査委員		佐	竹	三	郎
教	育	片	岡	辰	三
学校教育課	長	淵	野	伸	隆
町民学習課	長				
こども未来課	長	齊	藤		徹
学校給食センター	長	三	橋	公	一
有島記念館	長	寺	嶋	弘	道

○出席事務局職員

事務局	長	高	瀬	達	矢
書	記	佐	藤	秀	美

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、高瀬浩樹君、2番、大野幹哉君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの10日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、企画環境課長、黒瀧敏雄君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、農政課参事、長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、阿部信幸君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長町民学習課長、淵野伸隆君、こども未来課長、齊藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、有島記念館長、寺嶋弘道君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と令和5年度定例監査の結果報告を受理しています。また、北海道弁護士会連合会から刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書、靖国神社国営化阻止道民連絡会議から日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書、農民運動北海道連

合から食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書、3件を郵送により受理しております。それらの内容は、お手元に配付したとおりです。

次に、12月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（青羽雄士君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。3月定例会、よろしくお願いを申し上げます。それでは、第2回ニセコ町議会定例会に当たって行政報告をさせていただきます。

行政報告書、次のページであります。総務課の関係であります。1として新年交礼会、1月9日に開催させていただきました。その下に2とあります。猪狩一郎さんをこの交礼会において特別功労者として表彰させていただきました。また、浜本和彦さん、前町議会議員ですが、この方にも自治功労ということで、当日欠席でありましたので、札幌で施行させていただいたところあります。

その下、3として第2回ニセコ町議員報酬等審議会報酬審議会の開催ということで1月31日、ニセコ町役場で開催しております。

その下、4として後志町村会の各定期総会をはじめ、それぞれの会議を記載しておりますが、中ほどの特殊財政需要要望につきましては、除雪費等生活困窮に係るところの部分について北海道知事等に要請活動を行ったところでございます。

次の2ページ目ですが、5として後志広域連合のそれぞれ会議、記載のとおりとなっております。後志広域連合においては、プロパー職員を入れていくということによって体制強化を図るということで合意しておりますので、これについて今年度少し進めていきたいということで考えております。

6として羊蹄山ろく消防組合の会議、12月2日、以降記載のとおりそれぞれ開催させていただいているところであります。

次、3ページ目のほうですが、7北海道自治体情報システム協議会、それぞれ記載のとおりとなっております。この中で今後大きな問題となってくるのが国が進めております事務の標準様式の統一化ということでありまして、共通化には数億円単位のお金がかかるという情報で現在動いております。現在のところ国と協議の中でこれまで、国のほうはガバメントクラウドといいまして、グーグルさんであるとか、そういう大手との交渉で進めていくようなイメージでありまして、これだと巨額のお金がかかるということでありまして、各地域で協議を行って、地域クラウドというもの、自治体で共同でやっておりますので、それを進めることがはるかにコストが安いということで進めています。現在のところ我々の地域クラウドでやると14億2,000万円程度でできるというこ

とで、1団体5,000万円を切るということでありまして、国の標準様式、国のガバメントクラウドを使うと少なくとも1億円以上のお金がかかるということで、今のところ3分の1ぐらいの経費で済むのではないかとということで調査を進めております。ご承知の議員さん多いというふうに思いますが、これまでの17業務に加えて、新たに今度戸籍、戸籍の付票、印鑑登録の3業務が加わったということで、これまでの住民基本台帳や児童手当、国民年金、これらに3つ加わって、20の業務が今後統一化されて、標準様式となっていくというようなことでございます。

その下、8として羊蹄山麓町村長会議でそれぞれ学習会を行っておりまして、2月5日には内閣官房参与、ミスター地方創生と呼ばれた山崎史郎氏を迎えて、人口減少と少子化対策、これは各町村の職員も5名以内ということで蘭越に集まっていただいて、勉強会を開いたところでありまして。

その下、9としてニセコ町DXフェローの委嘱ということで12月18日、グーグル合同会社の小出先生にニセコ町のDXフェローのご委嘱をさせていただいております。

次の4ページ目でありまして、10として土地の寄贈ということで、字曾我に2件、それから字桂台で1件土地の寄贈を受けております。

その下、11、冬季オリンピック・パラリンピック招致関係者意見交換会ということで、12月19日札幌で開催され、ニセコ町から山本副町長に出させていただいておりますが、北海道知事、帯広市長外13名の関係者が出て、意見交換をさせていただいております。この中で札幌市長から招致協力への皆さんへの謝辞があった後、招致活動は停止するとの報告がありました。理由につきましては、IOCにおいて2030年大会がフレンチアルプス、フランス、それから2034年大会がソルトレイクシティ、アメリカに事実上内定したこと、2038年大会の開催地決定に関してもスイスと優先的対話を行うことが決まり、38年大会まで招致が事実上困難になったこと、また仮に2038年大会招致の可能性が再浮上することがあったとしても、それは15年も先のことであり、そのときの札幌市がどのような課題を抱え、その解決に向けたまちづくりに対し大会の開催がどのような効果を発揮するのか見通せない状況であることから、現在の招致活動は停止せざるを得ないとの報告がございました。参集した関係者からは、オリンピックの開催効果を惜しむ声もありながらも、全体としては札幌市の招致活動停止の判断を尊重するというふうになったものであります。本町と札幌市とはMICE協定を締結し、アルペン会場候補にもこのニセコエリアのスキー場になるという可能性があったということでありまして、残念ではあります。札幌市の判断に沿って対応させていただくということにしております。

以下、それぞれ活動等記載のとおりでありまして、次5ページ目でありまして、14、ニセコ会議2024経営フォーラムというのが2月9日、ヒルトンニセコビレッジで開催されました。この主要なメンバーの意向としては、将来的には、ダボス会議というのが世界で有名であります。日本のダボス会議に発展するような会議を目指していきたいということで、皆さんのご意向として来年もニセコでということをおっしゃっておりますので、ぜひともこれが将来的に主要なメンバーがおっしゃっているダボス会議に発展するような会議になればいいというふうに思っております。本町としてもこれから各種国際会議を含めた日本の会議も3,000以上の学会というのがありますので、これらの誘致に力を入れ、ニセコ町が年間を通して安定的な会議の受皿となるような町を目指して進んでい

きたいというふうに思っております。

その下、15、ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン、小柴氏の面談というふうに書いておりますが、小柴氏におかれましてはニセコ町のまちづくりに共感をいただき、大変多額の寄附をいただいております。本年もニセコ高校の教育環境整備についてはほぼ小柴氏のご寄附を充当させていただいたということでありまして、今後ともまちづくりにご協力いただけるということですので、こういった懇談を続けながら引き続きニセコの町への応援をお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、めくっていただきまして、6ページ目ではありますが、17、一番上、健康まちづくりフォーラムが開催されております。これは、経済界の、主に東急不動産の皆さんが中心であります。各企業の本場のトップクラスのオーナーが集まって勉強会を開いておりまして、ロッテホールディングスの玉塚社長さんでありますとか、あるいはこのときは国交省の大臣審議官が来ておりましたので、いろいろまちづくりの懇談するとともに、やっぱり健康というキーワードでまちづくりを進めるべきではないかということで、ニセコ町での本年度開催を含めて今現在検討、協議中というような状況でございます。

その下、第1回リカレント教育シンポジウムということで、今朝の道新にも載っておりましたが、1回目を開催しております。ニセコ町からも報告をさせていただいたところであります。

以下、19以降原子力の関係、あるいは防災関係の各種会議、記載のとおりとなっております。

次、7ページ目のほう御覧いただきまして、上から下の24番目、第6回尻別川流域治水協議会、コロナ禍で全く開会されておりましたが、最近1級河川においても全国各地で氾濫もあるということで、治水に関しての意見交換をさせていただいたところであります。また、水質についても参加者からも出ておりまして、これ環境面も含めて尻別川の流域治水をしっかりとやっていこうという合意を得たというような状況であります。

その下のほう進んでいただきまして、企画環境課の関係であります。北海道新幹線のニセコ町有島地区における工事関係の説明会、11月29、30とニセコ町民センターで開催しております。これ有島小公園付近、場所としては倶知安側から来ると有島記念館に最初に入る近道に入ったところにニセコ町の小さな公園がありまして、トイレもあったところであります。その地下部に大きな岩塊があるということで、その説明があったということでもあります。

その下、2として第29回ニセコ町地域公共交通活性化協議会を1月15日、役場で開催させていただいております。我々の脆弱であります地域公共交通、しっかり次のステージに行きたいということで、審議委員の皆さんに検討いただいたというような状況でございます。

次、8ページ目の頭であります。3として土地開発公社清算会議を1月17日、事務レベルで開始しております。

その下進んでいただきまして、5として横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会、道内要望、中央要望それぞれ開催しております。また計画段階評価にあった関係で、これは国交省の中でもかなりのスピードで実はこの地区の高速道路計画が進んでいるというような状況でありまして、こういった意見交換させていただくとともに、2月1日には改めて新規事業化要望ということで、計

画段階から事業化着手までにはかなりの大きなハードルがあるということで、これらのお願いに小樽市長、あるいは蘭越町長、そして経済界の皆さんと共に要望させていただいたところであります。これらの詳細については、また執行方針の中で述べさせていただきたいというふうに思います。

その下、6として提言・実践首長会、これオンラインでありましたが、令和5年6月7日公布であります。孤独・孤立対策推進法というのが現在動いておりまして、令和6年4月1日施行ということでもありますので、今社会問題となっている孤独、孤立対策に関して、この法律をつくられた担当の責任者に来ていただいて、この孤立、孤独問題とどう対応していくかというような意見交換をさせていただいたところであります。

次、9ページ目でありますが、7として第6次ニセコ町総合計画策定に向けた取組についてということで、10月2日に第4回、2月9日に第5回策定審議会が開催されております。先般答申を受けましたが、大変よくまとまっている方針を書かれたものでありまして、これがニセコ町のランドデザインとして今後走っていくということで、しっかりそのところを職員とも共有して、仕事を進めてまいりたいというふうに考えております。

その下、8として国際交流事業の実施状況ということで、記載のとおりとなっておりますが、下段のほうで(3)、絵本ワールドが2月3日、参加者130人ということで、ニセコ町民センターで開催されております。これは大変評価の高い会議でありますので、絵本ワールドでありますので、引き続きしっかり支援をさせていただきたいというふうに考えております。

次、10ページ目でありますが、9として令和5年度デマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

また、その下、10としてふるさとづくり寄附、ふるさと住民票について1月31日現在の状況を記載しております。基金残高は1億3,229万9,000円ということで記載しておりますが、既に当初予算で盛り込んでいる分、あるいは今年充当するものもありますので、今のところ500万円程度の繰越しになるかなというような状況であります。今後ともこういったふるさとづくり寄附については力を尽くしてまいりたいと考えております。

11ページ目の上段に地域別の寄附者の状況、記載のとおりとなっております。ふるさと住民登録者が現在217名ということになってございます。

その下、11として防災ラジオの配付状況、記載のとおりとなっております。

その下、12、まちづくり懇談会、それぞれ記載のとおり開催をしております。このほか寿大学等でも町民センターで開始しているところでもあります。

次、12ページ目を見ていただきまして、15として広報広聴検討会議、11月22日に開催させていただいております。

その下、17として、飛んでいただいて、行政視察の受入れ状況、記載のとおりとなっております。

その下、18、第40回環境審議会、1月12日開催させていただいております。脱炭素アクションプランの策定についてご検討いただいているところでもあります。

また、その下、1月12日に第3次ニセコ町脱炭素アクションプランの町民説明会を開催させていただいております。

その下、一番下、20として令和5年度気候変動アクション環境大臣表彰と書いておりますが、このたび私どもの入っている世界首長誓約／日本、名古屋大学に事務局がありまして、当初22の自治体で動いておりました。現在48まで進んでおりますが、昨年まで加盟していた団体に対して気候変動アクションの環境大臣大賞という一番大きな賞をいただくということで、施行いただいたところでもあります。

次、13ページ目ではありますが、21として世界首長誓約／日本ネクストステージ2024が名古屋大学で開催されておりまして、駐日欧州連合、EUのジャン・エリック・パケ大使も終日参加をいただいて、ニセコ町の取組についても報告をさせていただいたところでもあります。

その下、22、第218回まちづくり町民講座ということで、気候変動について意見交換をさせていただいたというような状況でございます。

その下、23、長野県で勉強会といいますか、そういう講演会が開催されておりまして、ニセコ町の脱炭素の取組も紹介させていただき、当日長野県の町村会の総会があったということで、総会後の講演会ということで、多くの長野県の首長さんとお会いすることができました。また、阿部長野県知事、関副知事とも意見交換させる機会を得ることができました。

その下、24、活力ある地方を創る首長の会、自治体ライドシェア研究会であります。現在国においてライドシェアをどうするかという議論が進んでおります。現在のところ当該自動車会社といえますか、タクシー会社があれば、タクシー会社が2種免許を持たない人を雇うといえますか、登録をさせていただいて、その方がタクシーをやることについて会社の責任においてやる分については許可される方向というふうになっております。我々のところ、我々のニセコ町としては、現在福井地区の助け合い交通をやっておりますので、それについて、ほんの実費ということなのでありますが、このライドシェアの仕組みを自治体や、あるいは自治会とか、そういうところがやる分については許容するような仕組みで今検討が進んでおりますので、将来的にはこのようなものが各地区でそれぞれ相互扶助の仕組みとして使えるのであればということで動いております。我々の町としては、当然事業者の皆さんが本当に頑張っておられますので、ここの事業者をきちっと応援しつつ、将来導入するにしてもそういう形を取っていきたいというふうに考えているところであります。

その下、25として物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の関係であります。現在まで2月22日に438世帯、7万円を交付しておりまして、これは後の表にも出てきますが、3月19日に均等割分を交付するというので、一部については4月、5月の交付になろうかと思っております。現在事務作業を進めているというような状況であります。

それから、その下、26として第14回の自治創生協議会、2月20日、役場、オンラインも一部併用して自治創生についての確認を行ったところでもあります。

次、14ページ目ではありますが、27、ニセコ中央倉庫群指定管理の状況ということで、利用者の数、そこに記載のとおりとなっております。

それから、28として、その下、令和6年度前期採用の地域おこし協力隊の選考状況ということで、7名の方が6月1日から着任予定ということに現在なっております。

また、29としてお試し協力隊の実施ということで、1月11日から1月13日の2泊3日で5名の参加で行っているということでもあります。

次、15ページ目であります。税務課の関係であります。現在のところ予算額と収入額を見ていただくと収入額が9億5,000万円ということで、今のところ予算額に対して2,800万円の増という収入の現況となっているというような状況であります。

その下、2として固定資産評価審査委員会の開催ということで、12月14日、開催しております。

それから、税務の関係、あるいは宿泊税の導入に関して総務省との協議の状況、下の4として12月26日、総務省自治税務局ということで、現在総務大臣への申請書、協議書の提出を行っております。大臣協議が行われ、財政の審議会にかかった後に総務大臣許可が出るという予定であります。

次に、16ページ目をおめぐりいただきまして、宿泊税の先行導入自治体ほか税務行政視察ということで、報告書によりますと大変有用なヒアリングを行ってきたということでもありますので、これらの先進事例の知見を生かしてニセコ町においても進めてまいりたいと考えております。

その下、町民生活課の関係ですが、1としてニセコ町民センターの利用状況、記載のとおりとなっております。

また、住民基本台帳ネットワークの運用状況ということで、交付状況、現在79.2%ということになっています。

その下、マイナンバーカードの普及促進の取組ということで、記載のとおりということでもあります。

その下、3として羊蹄山麓環境衛生組合関係町村長会議が2月26日に開催されております。現在諸物価高騰等の状況からし尿収集事業者の皆さんの経営というのは相当厳しい状況となっておりまして、人の採用も全般的にこのエリアも含めて日本全体大変難しいということで、し尿収集料金の来年度中の値上げについてさらに協議を進めていくということにしているところであります。特にこの中で、我が町は羊蹄山麓の環境衛生組合に生し尿と合併処理浄化槽の汚泥の持込み量というのが圧倒的に多くて、倶知安町に次いで多いというようなことでもありますので、そこは我々としても慎重に、できるだけ極力減量化をどう進めていくかというのが大きな課題になっているということでございます。

次、17ページ目ですが、4として一般廃棄物の処理状況ということで、燃やすごみを見ていただくと10.47%増加しているというような状況になっております。

その下、5として北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会ということで書いておりますが、私どもずっと環境省はじめいろんなところをお願いをしてきているのは、合併処理浄化槽、多くの皆さんに使っていただいているのですが、地元の事業者をお願いして、検査をして、きちっとした排水をしているにもかかわらず、さらに協会から法定検査が来てお金を取られる、これは失礼ながら二重取りではないかと。これを何とかできないのかということで、これまで副大臣協議とかいろんなことやってきておりますが、なかなか改善にならないということでもありますので、この合併処理浄化槽の普及促進協議会としてもさらに協力を運動をして、地元事業者がやったらそのこと自体に権限移譲、町村に権限を移譲して、地元の業者がきちっとやっているのだから、それが法定検査

を受けたということにすると、それぞれの受益者の皆さんもお金が減るわけでありまして、こういった失礼ながら無駄なことをなくすべきでないかということを訴えているところであります。今後ともそういった活動の強化をしていきたいと考えております。

その下、6としてニセコ町交通事故死ゼロの日3,000日達成ということで、平成27年、2015年から交通指導員はじめ多くの皆さんの協力を得て、事故死ゼロの日が3,000日達成したということで、北海道知事等の表彰を受けておりまして、当日は猪口後志総合振興局長が来庁いただいて、施行を受けたところであります。交通安全運動に従事している皆さんに心から厚く感謝を申し上げたいというように思います。

その下、7として無料法律相談会、これは札幌弁護士会がやっただけでいるものであります。それぞれ記載のとおり12月19、2月6、20日と実施しているところであります。この無料法律相談会も法的な面を泣き寝入りすることなく、気軽な場を設定したいということでやっておりますので、広く町民の皆さんが日常的にご利用いただければありがたいというように思っております。

その下、保健福祉課の関係であります。社会福祉委員会議、12月8日開催しております。

その下、ニセコハイツときら里の入所状況、記載のとおりとなっております。

次に、18ページ目ではありますが、3として新型コロナウイルスワクチンの接種状況、これ2月末現在の状況、記載のとおりとなっております。

4として各種健康診査の状況、記載のとおりとなっております。(1)の乳児健康診査から(5)のパパママセミナーまで記載のとおりです。

それから、5として幼児食教室を12月14日、15日、やっておりますのと、次の19ページ目を見ていただきまして、6の産後ケアから各種健康教室までそれぞれ記載のとおりとなっております。

10として保健委員会議、2月28日、ニセコ町民センターにおいて開催させていただいております。

その下、11、令和5年度地域包括支援センターの運営状況、総合相談業務、介護相談件数183件、関係機関調整285件とか訪問644件、大変重要な介護に関するこういったケアのこと、それぞれ記載のとおり書いております。

次、20ページ目を見ていただきまして、中段、(5)として認知症対策総合推進事業ということで、初期チームの会議、それぞれ記載のとおりとなっております。

また、以下それぞれ介護ケアのことを記載しております。

その下、12として電気・ガス・食料品等価格高騰支援給付金、これが先ほど申し上げました438世帯に1世帯につき7万円、これは非課税世帯に2月22日交付しているというような状況であります。

その下、13として地域共生自治体連絡機構首長連絡会というのが東京で開催されております。主な観点は、全世代型社会保障改革関連予算の説明ということでありまして、特に認知症に関しても今新しい脳科学から見た認知症の具体的な症例をどう改善するかというような実証データが既に出ておりまして、これらのことをいかに普及して認知症予防していくかということが大きな課題となって、議論させていただいたところであります。

その下、14として第2回北海道国民健康保険市町村連絡会議がありまして、私が後志広域連合長である関係上、理事としてこのことに参加しておりますが、今回私どもも北海道の出された保険料

の負担ということで、それに併せて実施しているところではありますが、均等割負担が我々が見ていても現場ではつらい状況があって、それらについてもう少し配慮する必要があるのではないかと、いうことを道のほうにお願いしております。しかし、道としても国が出している指針のとおりやっているので、道としてそこを調整することは難しいということを言っておりましたので、基金の活用等含めていろんな意見出ましたので、せつかくの会議が時間切れで終わるといようなことになっていますので、今後とも道とはしっかり協議をしながら、こういった子どもがいる世帯が少しでも薄くなるような配慮が必要ではないかということをお訴えていきたいというふうに考えているところでもあります。また、この中で各町村が健康づくりを熱心にやっていることによって医療費が具体的に落ちているところがある一方で、なかなかそういうことをやらない町村がある。いわゆる地域の健康格差をどうするかというのが大きなテーマではないかということが出まして、特に札幌市からは高額医療の皆さんが札幌市に集まってきている実態があるということで、これらについても総合的な俯瞰した制度設計が必要ではないかという意見が出たところでもあります。今後とも住民の皆さんの負担が軽減されるよう努力してまいりたいと考えております。

次、21ページ目ではありますが、15として倶知安厚生病院の運営委員会が2月28日開催されております。増改築工事につきましては、令和8年8月に外構工事も完成ということで、現在スケジュールどおり進んでいるというよう報告がありました。また、病院の名称を令和6年、今年11月1日からJA北海道厚生連倶知安病院からJA北海道厚生連ニセコ羊蹄広域倶知安病院へ変更するというお話がありました。これはこれからも、現在もそのようではありますが、医師を募集するに当たってニセコ羊蹄という、しかも広域ということの名前を入れることによって少し大きな病院であることもきっとアピールしたいということもあつたようでありまして、今後ともこういった更生病院の活動に支援をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

その下、16、羊蹄山麓地域相談支援業務委託における消費税の取扱いということで、障害者の皆さんの相談支援ということで、羊蹄山麓7か町村が共同で倶知安町にある事業者と委託契約を結び、事業を行ってまいりました。このたび令和5年10月4日付、こども家庭庁から事務連絡で障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等に係る当該委託事業は消費税の課税対象事業である旨の通知があったところでございます。改めて事務局の倶知安町から倶知安税務署等に問合せしたところ、課税対象事業であること、事業者が過年度の消費税を納付する必要があることを確認したところでございます。これにより各町村においては令和5年度委託分は消費税を追加する変更契約を結び、過年度の委託分については消費税等を負担金により事業者へ支払うものとして3月定例会に補正予算を計上しているところでもありますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

その下、農政課の関係ではありますが、1として経営所得安定対策の実施状況ということで、町内の82経営体の申請事務を進めているところでもあります。実施状況の内容については、その下のとおりということでもあります。

以下、ビュープラザの新年祈願祭等、記載のとおりとなっております。

次のページめくっていただきまして、22ページ目ではありますが、それぞれのJAようていの関連の会議、記載のとおりとなっております。また、林業の会議も行っております。

それから、4としてビュープラザの直売会の通常総会も2月22日開催されておまして、このビュープラザができたわれといいますか、できたときの発生等の状況、ビュープラザのメンバーの皆さんも替わってきているところでもありますので、そのお話も少し挨拶の中でさせていただいたところでもあります。

その後段、7として南しりべし森林組合通常総会、それから8としてようてい森林組合通常総会が記載のとおり行われております。

9としてニセコ町堆肥センターの運営状況、記載の表のとおりとなっております。

次、23ページ目ではありますが、10として令和5年度有害鳥獣被害対策支援事業ということで、電気柵ですとかの設備整備、それから(2)として狩猟免許の試験の状況、記載のとおりとなっております。

その下、11として令和5年度有害鳥獣の捕獲業務の状況ということで、1月31日までの状況であります。鹿が60頭、アライグマ252頭とか表のとおり捕獲をしているところでもあります。

その下、12として町有林の立木売払い、記載のとおりとなっております。

13、農業等の災害復旧単独事業の実施状況ということで、国庫補助等の対象外のところについて町で補助をしているということでもあります。

その下、国営農地再編推進室の状況、主に国営緊急対策で換地委員会、それぞれ川北が1月23日、それから24ページ目の上段にもそれぞれ南西地区、東部地区、記載のとおり会議を開いております。

その中段、中ほどではありますが、2として北海道土地改良団体連合会後志支部後志総合振興局要請ということで、記載のとおり要請活動を行っております。

また、3としても土地連の職員研修が行われているというような状況であります。

その下、商工観光課の関係であります。ニセコ観光圏協議会の幹事会、12月27日に記載のとおり開催されております。

次、25ページ目をおめぐりいただきまして、2として上段、全国観光圏推進協議会、1月15日、オンラインで開催されております。

あと、3として本町の観光審議会が1月17日、役場で開催されております。

その下、4として第4回白馬講演会、雪から身を守るためにということで、主にニセコルールのお話と白馬が今後どう安全対策を取るかということで意見交換をさせていただいたところでもあります。

その下、5としてニセコ世オープンセレモニーということで、12月13日、ヒルトンニセコビレッジで開催されておまして、このシーズン開始前にヒルトンの横におきましてニセコビレッジさんの中に8軒のカフェバー、イタリアン、上海料理等のレストランがオープンしたということで、このエリアのレストラン不足の緩和につながるのではないかとということで、大いに期待をさせていただいているところでもあります。

その下、6としてニセコ蒸留所貯蔵庫新築工事の竣工式が12月25日、字曾我の会場で行われております。このニセコ蒸留所におきましては、本年2月5日に日本の中のトップジンを選ぶ会に出されたものがカントリーゴールドということで日本一になりまして、昨年と合わせて2年連続ジンの

部門で日本一のジンということになりました。それがこのたび2月22日にイギリスで開催されるワールドジンアワード2024、いわゆる世界のジンのトップを決める、そういったワールドであります。ニセコ蒸留所のオホロジンがクラシックジン部門で世界最高賞を受賞したということで知らせを受けました。今後ともニセコの大きな特産品と、名物となるのではないかと期待をしているところであります。

その下、7としてネクストミーツ株式会社の社長が来庁され、このネクストミーツ株式会社は関連会社が多くありますが、主に植物性の食品を作る会社ということで、ビーガンと言われるそうではありますが、完全植物性のもので、アレルギーであるとか、あるいはいろんな方が、肉ですとか魚を食さない方が使ってもらえるということで、これの本社をニセコ町元町に移したいということでご挨拶に来ていただきました。その理由につきましては、ニセコ町の環境政策が会社の方針と一致しているということで、ぜひニセコに置きたいということでありました。そして、併せて世界の中でWayback Burgersという世界40か国で展開している、ニセコ支社をニセコ町元町に置くということでお話がありまして、現在移動の販売車でひらふ地区を中心に販売をされているようであります。大いにこの会社の今後についても期待をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

次、26ページ目であります。8として経済対策進捗状況ということで、商品券の発行事業、記載のとおりとなっております。商品券は100店舗で扱っていただきまして、12月10日から2月20日までの期間ということで、記載のとおり進めさせていただいたということであります。

その下、9として宿泊施設害虫予防対策研修会の開催ということで、12月20日、日本でも一部海外からのインバウンドによってトコジラミというものが発生していて、これが一度入ると大変な被害があるということで、事前にこれらの生態について勉強して、対処方法をあらかじめ学習しようということで開催したものであります。

その下、10としてニセコ町の取組に関する社会的評価ということで、ニセコルールとニセコ町景観条例の社会的価値ということで、デロイトトーマツのほうでやっていただきました。内容については、今ネットにも公開されておりまして、大変有用な評価がされているというふうに考えておりますので、今後これらも我々のまちづくりに生かしていきたいということでありました。デロイトトーマツ様には大変感謝をしているところであります。

その下、11としてニセコリゾート観光協会の取締役会、あるいは12としてキラットニセコの実業取締役会、それぞれ記載のとおり開催されております。

次、27ページ目であります。13としてニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況、記載のとおりとなっております。入館状況については本当に皆様のご努力で順調な状況というふうに聞いております。

その下、14、シーニックナイト2024、実行委員会の皆様のご努力によってニセコ町におけるシーニックバイウエーの一つとして継続していただいているところであります。

以下、15からニセコ商工会の新年交礼会とそれぞれ部会、部の新年会、記載のとおりとなっております。

また、18として町内事業者による大人のニセコ探索の開催ということで、10の事業者が参加していただき、ニセコ町商工会が主催者となって、こうした事業をやっていただいているところでもあります。

次、28としてニセコ会議フォーラムが2月9日、ヒルトンニセコビレッジで行われ、現在1,000人の方が加盟している経営が、売上げが1億円以上の社長が入る会議ということで、このたびニセコヒルトンビレッジで開催していただいております。家族連れで、冬の運動会も兼ねてというようなことで、大変内容の濃い、そして参加者が本当に経営に造詣の深い皆さんが集まって、ニセコで会議できるということで、これらも継続してニセコで会議を開いていただければありがたいということをお願いをしまいたいというふうに考えております。

その下、20として持続可能な観光の地域協議会の成果報告会が東京でございました。

その下、21、デジタルノマドビザについてということで、記載のとおりとなっておりますが、このたび2年前から動いたデジタルノマドビザにつきましては、新たにこれまで90日しかいれなかった観光客が6か月いることができるということで、国のほうで進めていただくことになりました。ただ、現在45か国を超える国が既に行っており、デジタルノマドビザという、世界を動いているデジタルノマドと言われる方は1,000万人超えるのではないかというふうに言われているところでありまして、ぜひとも6か月を1年、2年、3年ぐらまで将来的には伸ばしていただきたいということで、新たな協議会を立ち上げて、こうした長期滞在ができるような日本にしていきたいということで運動を進めることとしております。

その下、22としてようてい地域消費生活相談窓口の開催状況、記載のとおりとなっております。

その下、都市建設課の関係であります。令和5年度道路除雪連絡調整会議を12月6日、黒松内町で開催しているところでもあります。

また、建設業協会の関係等、記載のとおりとなっております。

次、29ページ目の上段であります。羊蹄地域の社会資本整備の推進会議が2月27日開催されております。これは、すみません、令和5年度の間違いでありますので、大変恐縮ですが、令和5年度羊蹄地域社会資本整備推進会議でありますので、おわびして、訂正くださいますようお願いいたします。社会資本関係についての意見交換ということでもあります。

それから、4としてニセコ町の町営住宅入居者選考委員会が12月22日、1月29日、2月29日、それぞれ開催させていただいております。

5として国土利用計画法に基づく土地取引の状況、記載のとおりとなっております。

また、その下、景観条例に基づく協議状況ということで、この間に開発事業案件が2件あったというような状況であります。

次、30ページ目であります。農業委員会の関係であります。農業委員会の活動強化の研修会や女性農業委員の研修会等、記載のとおりとなっております。

また、3として農地流動化事業の助成金の状況、記載のとおりであります。

4として、令和5年度賃借料、農地の関係であります。それぞれ田、畑等、記載のとおりとなっております。

次、消防組合ニセコ支署の関係であります。2として消防団の幹部会議、記載のとおりとなっております。また3としてニセコ町婦人防火クラブ、あるいは4としてニセコ町少年消防クラブの会議といいますか、勉強会等、修了式は記載のとおりとなっております。先般ありました羊蹄山ろく消防組合の記念事業におきましては、各少年消防クラブがステージに上がりまして、ニセコ町の少年消防クラブはユニホームがきちっとそろった中で見事な訓練展示を行ってまいりました。今後とも少年クラブ活動というのは将来の消防団活動にとっても大変有用というふうに考えておりますので、今後各羊蹄山麓の町村とも連携しながら、こういった加入者が増えるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次、32ページ目であります。上から下がっていただきまして、7として令和6年のニセコ消防出初め式が開催されております。1月8日でございます。

それから、消防におきましては、独居高齢者宅の特別査察を行ったり、以下消防の避難訓練、記載のとおりとなっております。

また、10以降災害出動、ニセコ支署分の出動状況、救助、警戒、火災、記載のとおりとなっております。また、羊蹄山麓におきましては最近山岳救助、羊蹄山を中心として増加しつつあるというような状況でございます。

以下、34ページ目に11としてニセコ救急の出動先別出動状況について記載のとおりとなっております。

以下、委託事業等、後段のほうのページに記載しておりますので、御覧いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で第2回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） 続けて、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、第2回ニセコ町議会定例会におきまして教育行政報告をさせていただきます。

令和6年3月6日提出、ニセコ町教育委員会教育長、片岡辰三。

それでは、1ページ目を見ていただきたいと思います。教育委員会の活動につきましては、第1回定例会が1月19日開催されてございます。報告事項、議案につきましては記載のとおりでございますけれども、特にコロナが収まって、卒業式や入学式への教育委員さんの出席等についてそれぞれ担当割を確認したところでございます。②の第2回定例会、3月4日開催におきましては、教育委員会におきまして予算についての内示、教育委員会職員の異動等含めて報告をさせていただいております。また、議案につきましては、要保護及び準要保護児童生徒の認定、あるいは町内校長の人事内申ということと教育行政執行方針についての案についてご審議をいただいたところでございます。教職員の人事につきましては、例年3月の25日前後に新聞報道される予定でございます。③、教育委員会による学校訪問でございますけれども、2月の6日と7日、それぞれ幼児センター含め小中高を訪問したところでございますが、7日の日はニセコ小学校がインフルエンザ等の関係で学校閉鎖ということで訪問は中止をし、校長のほうから状況等について個別に報告をいただいている

ところでございます。第2回目ということで、春先の訪問に比べ子どもたちが充実した教育活動を行っているということで報告をいただいたところでございます。

(2) としまして、第1回ニセコ町総合教育会議が2月7日開催されてございます。町長、副町長はじめ、教育全般にわたっていろいろと協議したところでございますけれども、ニセコ高校の在り方を含めまして、それぞれ予算のことの報告等も含めて会議を開催したところです。今後は、年に2回程度開催していきたいというようなことで話は終わっております。

(3) 番ですけれども、後志管内の市町村教育委員会教育長会議におきましては、後志教育局のほうから当面する諸課題について、特に令和6年度の後志管内の教育執行方針等について局長から説明があり、その後次長、あるいは担当課長のほうから具体的な担当所管する事項についての説明がございました。

2ページ目をおめくりください。DXフェローとの意見交換ということで、先ほど行政報告、町長のほうからもありましたけれども、教育DXということでニセコ町では2人目、陣内さんと、それから小出氏が任命されて、特に教育関係について中心的に担当していただくということで、具体的な取組状況を意見交換したところでございます。

(5) の令和5年度第2回後志管内市町村教育委員会次課長会議につきましては、12月の20日、オンラインで開催され、当面の教育の諸課題について、学校教育課長が出席しているところでございます。

それから、(6)、北海道教育委員会教育行政事務打合せということで、1月の11、12日に道教委のほうに出向きまして、教育諸課題、特に教職員人事、高校改革について教員につきましては加配等について丁寧に説明した上で要望してきたところでございます。今回日本語教師の加配等があったところもございます。

大きな2番目、学校教育の推進でございます。学校運営、学校行事等につきましては、参観日、新入生体験入学等、そこに記載のとおり期日で開催されてございます。

会議、研修会でございます。校長会議につきましては12月25、1月22、2月21日、学校経営に関する諸課題について協議、情報交流を行ったところでございます。

3ページをおめくりください。教頭会議につきましても12月25、1月29、2月26日開催し、各学校等の意見交換、情報交流、教育委員会からの指示伝達事項を説明したところでございます。

③は中学校冬のスポーツということで、アルペン競技等に参加した成績はそこに記載のとおりでございます。

(2)、学校教育指導につきましては、各学校が積極的に教育局の指導主事に訪問を要請して、取り組んでいただいているところでございます。それぞれニセコ小学校、中学校及び近藤小学校、記載の期日に指導主事あるいは指導監の訪問を受けているところでございます。

(3)、児童生徒の状況でございますけれども、大きな変動は特にございません。3月1日現在の状況でございます。

(4) 番、特別支援教育ですけれども、教育支援委員会が12月19日開催され、就学判定、特別支援講師の配置等を確認したところでございます。

4 ページ目をおめくりください。後志中地区就学指導委員会助言会議、ここで管内の中地区のそれぞれ町村から提出された児童生徒の審議をいただいて、先ほどの町の会議で最終決定するという形でございます。学校教育係長が出席してございます。

それから、ニセコスタイルの教育ということで、ニセコ町特別支援教育公開研究会ということで、参加者に括弧書きしてございますが、特別支援講師につきましてはニセコ町で配置しているということで、道教委の研究会等がなかなか機会がないということで、町独自に近藤小学校に開催を依頼して、近藤小学校の教職員含めて全体で教育支援についての研修会を実施していただいたというところでございます。

(6)、学校保健につきましては、フッ化物洗口実施状況につきましてはニセコ小学校で1年生16名、2年生26名、近藤小学校では希望者14名がこれから水うがいの練習、そして3月14日に第1回のフッ化物洗口を開始するという予定になってございます。なお、1年生、幼児センターでも既に行われていて、週に1回そういううがいをするということによって効果を期待しているところでございます。

②、インフルエンザ等による臨時休業でございますけれども、なかなかコロナ、インフルエンザが終息しない中で、どうしても家庭内感染も含めて幼児センター、あるいは小学校、中学校に移行してインフルエンザの学級閉鎖、学校閉鎖等が、期日のところで閉鎖に至っているところでございます。

7番、学校給食、給食センター運営委員会が12月18日開催され、来年度、令和6年度の給食費の単価等について協議をいただき、その結果を教育委員会に上申し、決定していただいているところでございます。

(8)の高校関係につきましては、高校活動報告会、1月26、町民センターで30名を超える一般の方も含めて参加がございました。実際にいろいろと研究、協議も含めて学校の説明の後、それぞれグループワークも含めて活発に開催されたところでございます。

5 ページを御覧ください。具体的に高校の教育活動につきましては、シビックプライドを持ったグローバル人材育成プログラムということで、グローバル研修ということで、千葉県にある麗澤大学、岩倉高校等の学校訪問が開催されてございます。また、観高サミットへの参加、それからニセコ高校とルピシアさんによるオリジナルティーの開発プロジェクトということで、お茶が完成したということで、正夢という、そういう名称でニセコ高校のほうに提供がありました。機会があれば議員の皆様にもぜひご試飲いただければと思います。また、麗澤大学の関連で留学生を2名現在インターンシップとして受入れしているところでございます。3月28日まで滞在しているということでございます。それから、ニセコ活性化のための観光教育推進事業全国シンポジウムへの参加ということで、観光庁の委託を受けた研究に取り組み、東京での発表ということで、新聞等にも掲載されてございましたけれども、大変高い評価を受けたということで、ニセコ高校の昨今の取組の集大成のような形で評価されたものというふうに考えております。

高校の進路状況でございますけれども、進学9名の中に大学進学が2名おまして、1名は国立の大学のほうに入っているということで、2年前にも沖縄のほうの公立大学に1名入っているということで、徐々に国公立大学のほうの合格者が出たということでございます。

④番、現在6年度の入学者選抜が実施されている状況でございますが、募集人員40名に対して出願者が45名ということで、この当時1.1倍の倍率でございましたが、推薦入試、20名定員のところ1名プラスで21名合格内定ということでございます。その後、現在5日の日に面接実施をしたところでございますけれども、現在19名の実募集人員に対して23名の出願ということで、また倍率が出ているということで、これまでの取組の成果が得られて、出願者が増えたというふうに理解してございます。

ニセコ高校の魅力化の検討ということで、子どもの意見を聞く会、1月24日、ニセコ高校寮検討専門委員会、1月26日について協議をしているところでございます。特に寮については、具体的に出願者の状況を受けて、出願者が増えて、寮が手狭になるというような結果が出て、対応せざるを得ないという、ちょっとそういう状況で、なかなか先々見通してできない、実際の出願者を見て判断すると、そういった状況でございます。

町民講座が1月30日開催されて、ニセコ高校の校長のほうからニセコ高校の今後の在り方について説明を受けたところ、そしてまちづくりについて参加した住民の方と協議をしたところでございます。

また、昨年大変暑い夏を迎えたということで、それぞれ議員の皆様にもご指摘いただいた中で、学校施設の冷房設備の設置に関わる検討、委託業務ということで、具体的に早急に取り組むところではございましたが、電源設備等のこともありまして、まずは幼児センターのほうは今年度設置完了というところになってございますけれども、小学校、中学校については電気料のオーバー等もあるということで、それらを検討していただきました。それで、ニセコ小学校につきましては、1年目は普通教室、特別教室のエアコンを設置し、2年目は受電設備、いわゆるキュービクルの増強等を踏まえて、職員室等にもエアコンを設置していくという、そういうことを考えてございます。近藤小学校につきましては、できるだけ早い段階に設置が可能ですので、それを進めていきたいと考えております。ニセコ中学校につきましても受電設備から新たな配線を整備して、エアコンを設置するという、そういうことで検討中でございます。なお、ニセコ高校につきましては、校舎壁の劣化ということで、室外機を壁につけるために壁自体の耐久性等も審査するというようなことで、それらの調査も含めて、それを待って設置を進めていく予定でございます。

次、7ページをお開きください。子育て支援、幼児教育、保育の推進につきましては、子ども議会が本会議が1月の15日、昨年は夏に開催したところでございますが、まちづくり委員会との関連で今期は冬場に開催ということでございます。小学校、中学校、高校から子ども議員の参加をいただいて、模擬議会という形で開催をしているところです。子どもたちは熱心にご質問いただいて、我々職員も丁寧に答え、できるだけ実現できるものはしていきたいということで取り組んでございます。

②の17回日本ユニセフ協会CFCIにつきましては2月20日、オンラインで開催、こども未来係長が参加してございます。

③、ニセコキッズパークにつきましては、昨年から開催しているところですが、今年は昨年の要望等を受けて開催期間を少し増やすなど、そういう取組、さらに来年度に向けてもそういう日

数を増やしてほしいと、いわゆる子どもの居場所づくりをぜひ進めていきたいということで、利用者が延べ489名ということで、大変増加した状況でございます。

ファミリーサポートセンターの利用状況につきましては、記載のとおりでございます。だんだん定着してきたというふうになってきてございます。

次、幼児センターの関係です。8ページの幼児センター関係は、園の行事として記載のとおり発表会、餅つき会、クリスマス会などが開催されてございます。幼児センターにおきましては、フッ化物洗口、5歳児23名、4歳児22名実施しているところでございます。入園児童につきましては、記載のとおりとなっております。近年短時間型、いわゆる幼稚園型より長時間型、いわゆる保育園型の登録希望者が増えているという、そういうこともありまして、④の預かり保育の状況につきましては、9ページに前年同期と書いてありますけれども、減っている状況はそもそも最初から長期の契約ということで、短時間の人が一時的に預けるという、そういう機会が減っているという状況で、減ってきているところでございます。

次に、子育て支援センター関係につきましては、29日現在の登録者等につきましては記載のとおりでございます。利用者状況につきましては、その表に記載のとおりでございます。大きな変更はございません。先ほど説明いたしました一時保育の状況につきましても次の10ページのほうに前年同期との比較がございますが、減っている状況でございます。先ほどと同様な理由でございます。休日保育につきましては、利用者が増えている状況でございます。

④、子育て講座事業実施の状況につきましては、それぞれの講座、スワッグ教室とか料理教室等が記載のとおり開催されてございます。

11ページ、放課後事業関係ですけれども、ニセコ子ども館の状況につきましては、表に記載のとおりでございます。放課後子ども教室につきましては月、金で週2回の開催ということで、内容としては昔の遊びですとかボードゲームとか、卓球、縄跳びなど運動も含めて、それぞれ関係の国際交流員による英語教室とか外部講師によるスポーツチャレンジなど開催しているところでございます。

次、12ページ、4の社会教育、社会体育の推進につきましては、社会教育活動として①、少年体験事業、ニセコみらいラボ、ミニチャレンジ、これは小学校の3、4年生を対象にいろいろな取組をして、大変人気のある行事の取組になって、参加者もかなり多い状況でございます。また、ニセコチャレンジについては、交流事業等の関係もありまして、5年生、6年生を対象に開催しているものでございます。

また、冬休み小さな学校、小学校1、2年生を対象にお正月のえとの置物作りに実際に取り組んでいただいております。

③のニセコ町二十歳の集いにつきましては、1月7日に開催されております。二十歳の対象者34人の参加ということで、コロナが明けて、特にいろんな対策なしということで、参加者が大変多く参加していただいたところでございます。

寿大学1月の学習会、老人クラブ合同新年交流会につきましては1月18日、前段に学習会としまして人権擁護委員の菊地博氏、前教育長に講演をいただいた後、新年交流会を開催したところでご

ございます。参加者41名と町長、来賓等の方にご出席をいただいたところでございます。

次、13ページをおめくりください。文化、図書活動ということで、有島記念館展示事業につきましては記載のとおり開催されてございます。似鳥美術館浮世絵コレクションにつきましては、今年度は小規模な開催ですけれども、特に外国人等には浮世絵が人気だということで、来年度はニトリさんとのほうで規模を少し大きくして開催したいというふうなお話も来てございます。

②の有島記念館各種普及事業につきましては、記載のとおり映画、あるいは館長講話等開催されてございます。

有島記念館の入館者の状況につきましては3年、4年、5年と記載してございますが、コロナの収まりとともに来館者が増えている状況でございます。

次、14ページをおめくりください。鉄道遺産群につきましては、駅前のほうで連休前から10月9日まで開催し、1万人を超える来場者がいたということでございます。

それから、有島記念館運営委員会が2月29日開催され、5年度の事業報告及び6年度の運営計画についてご審議いただき、特に新年度についてはいろいろなご意見をいただいたところで、それを受けて活発な来場者を増やすことができるような取組を進めていきたいと考えております。

⑥の学習交流センターあそぶっくの状況につきましては、表に記載のとおりとなっております。また、あそぶっくが開催しております活動状況につきましては、4月から1月までの累積ということでそのような回数、それから参加状況となっております。

15ページをおめくりください。(3)の社会体育、スポーツ活動については、アスリート訪問事業については引き続き成田さん、芳賀さんに参加をいただいて、ニセコ中学校等でご指導いただいたところでございます。

②のほうは、ニセコ町休日部活動の地域移行検討協議会先進地視察等で登別市の教育委員会の取組を視察したところでございます。令和7年度からは全ての町村等で取組をしていくということで、6年度は最終的な取りまとめも含めてニセコ町のあるべき部活動支援の体制を検討していきたいというふうにご覧でございます。

16ページをおめくりください。初心者のための、子どものためのスキー教室ということで、用具の説明会、スキー教室は1月10日、11、12と開催してございます。夜間スキー、スノーボード講習会を開催して、延べ51名の参加になってございます。

⑤番のニセコ町こどもスキーフェスティバル、第70回全町児童生徒スキー大会につきましては、2月9日の開催を予定したところでございますけれども、児童生徒、教職員等含めると500名ほどの移動ということで、バス10台等の確保ができなかったということで、開催を中止せざるを得なかったという状況でございます。各方面からいろいろ残念であったということも受けて、今年度は代替事業として3月7日、12日に希望者を募ってニセコのアンヌプリ国際スキー場でのスキー、スノーボード教室を延長、追加して開催しているところでございます。特にバスの確保につきましては、来年度については大変運転手不足等もあって、バスはあるけれども、なかなか運行できないという状況を見据えて、根本的な開催について検討が必要であるというふうにご覧でございます。

以上で教育行政の報告につきまして終わらせていただきたいと思います。今後ともよろしくお願

いたします。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 令和6年度町政執行方針

○議長（青羽雄士君） 日程第5、令和6年度町政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） それでは、第2回ニセコ町議会定例会に当たって令和6年度町政執行方針を述べさせていただきます。

令和6年度町政執行方針。

令和6年第2回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、町政執行に関する所信と基本的な方針を明らかにするとともに、令和6年度における政策の大綱について、説明させていただきます。

町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、我が国では、悲惨な戦争を二度と繰り返さないとの強い決意の下、日本国憲法が制定され、その前文において「恒久の平和」を誓っているところでございます。しかし残念ながら、2022年のロシアのウクライナへの軍事侵攻をはじめ、昨年はイスラエルによるパレスチナガザ地区への軍事侵攻が勃発するなど、悲惨な戦争が拡大しつつある大変憂うべき事態となっています。加えて、私たち人間が営んできた経済活動の結果、二酸化炭素排出量の増大による地球温暖化やプラスチックの廃棄による海洋汚染の拡大など、地球環境は悪化の一途をたどり、次世代に豊かな地球環境を引き継ぐためには「地球環境負荷の低減」、「気候変動対策」が緊急を要する事態に直面しています。

また、我が国においては、急速に進む少子化により、2008年12月の12億800万人を一ピークとして、毎年100万人ペースで人口が減少、2100年には6,300万人にまで減少することが見込まれています。本年、1月に公表された人口戦略会議「人口ビジョン2100」においては、8,000万人で人口減少を食い止めなければ日本の未来はないとし、「人への投資」を基本とした抜本的な強靱化戦略を打ち出しているところでございます。

加えて、我が国においては、34年前の1990年には東京一極集中への危機感から、国会及び政府関係機関の地方移転、1993年には中央集権体制を是正し、活力ある国家をつくるため「地方分権推進」の決議がそれぞれ国会でなされていますが、いずれも残念ながら未完のものとなっております。

国の財政の状況を見ますと、国債残高はこの3月末で1,068兆円となる見込みとのことであり、国の税収を生み出すもとなる国の経済規模（GDP）の2倍に達するという危惧すべき事態となっています。「全世帯の所得分布の中央値」を比較しての暮らしの状況においては、30年前の1994年に505万円であった中央値が、2019年には375万円に減少、2021年においても423万円と先進国の平均を下回るなど、国民生活においては、物価は上がり世帯所得が減少するという状況で、所得格差は拡大の一途をたどっている実態となっております。

こうした内外の厳しい経済環境ではありますが、本町での住民基本台帳人口では、今から30年前の1990年の4,483人を最少に、以後横ばいから微増状態に転じ、5,000人台に乗せることができました。町税においても2009年の予算額は6億900万円でありましたが、本年度の当初予算額では9億7,400万円を計上することができています。このことは、観光関連施設の立地や企業誘致による雇用環境の拡充などによるものであり、町民、町議会議員、並びに事業者の皆様方のご尽力によるものと厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本町では、本年10月1日に「狩太町」から「ニセコ町」に町名を改称してから、60年の節目を迎えることとなります。駅名を狩太駅からニセコ駅に改名しようとした活動が、町名改正までつなげてしまうという当時の町民の皆様の行動力に深く敬意を表しつつ、今後とも、先人のご労苦に応えるよう持続可能なまちづくりに努めてまいりたいと決意しております。

本年度予算の編成に当たっては、国の地方財政計画との整合を図りつつ、これまで同様、1つとして「経済合理性優先の社会」から人々の尊厳を大切にする「共感資本社会」づくりへの転換、2つ目として拡大し続けている暮らしにおける格差の是正、3つ目として「地球環境負荷の低減」と「気候変動対策」の従前の3つの課題に加え、本年は、学校給食費の無償化枠の拡大など、子育て環境のなお一層の拡充に努めることに重点を置き予算編成を行っております。

新年度においても、住宅不足や交通の利便向上への対策とともに、有島武郎の遺訓「相互扶助」の理念が息づく町として、子どもから今日の社会を築いてこられたご高齢の皆様が、安心して暮らすことのできる、人間の尊厳を大切にまちづくりを進めてまいります。

また、これまで進めてきた企業の誘致につきましては、本町のまちづくりに共感し、これまでの総合計画の暮らしやすさが実感できる「小さな世界都市ニセコ」、環境と景観を大切にする「環境創造都市ニセコ」、そして相互扶助の持続可能な「子ども未来共創都市ニセコ」の理念に共感いただいだけ、共にまちづくりに参加する「良質な企業」を前提に誘致活動を継続してまいります。

なお、これまで国に対して提言してきた「所有者不明土地」については、その土地の所有権を希望する自治体に移管すること、デジタルノマド・ビザの創設においては滞在期間の延長を、また水道耐震化改修など水道施設維持補助交付金の制度の抜本的な拡充について、引き続き要請活動を継続していくこととしております。

令和6年度においても、町民の皆様、町議会議員の皆様、そして自治のプロフェッショナルである役場職員の英知を結集し、諸課題を先送りすることのないよう町政を進めていく所存でございます。

続いて、予算執行の基本的な考え方についてご報告させていただきます。

I 予算執行の基本的考え方

初めに、予算執行の基本的な考え方について申し上げます。

令和5年に入り、政府が新型コロナウイルス感染症を2類から5類へと分類変更したことにより、様々な行事が開催されるなど、社会の諸活動が平常化に向かっています。本町においても、疲弊した経済を少しでも回復させるための取組を進めてまいります。

本町の暮らしを支える持続する社会基盤の整備に向けては、『ニセコ町まちづくり基本条例』が

掲げる「自治の実践」という理念を基本に、「ニセコ町総合計画」の下に体系化された各計画に沿って、事務事業を推進していきます。

予算編成の基本的な方針として、予算規模の大きな投資的事業については、投資的事業の緊急性、財政負担の優位性等を勘案し、1つとして着手継続事業の確実な推進と完了、2つ目として将来の持続可能な発展に向けた整備、3つ目として安心安全を支える社会インフラの整備、4つ目として子育て・教育環境の整備、5つ目として暮らしやすさの向上と将来の持続的発展に向けた整備の順で、起債計画、財政の状況を踏まえつつ、長期的視点に立って、重点的、かつ、計画的に事務事業を実施することができるよう、予算編成を行っています。

令和6年度予算では、税収も回復傾向となってきたものの以前の水準までには、完全に戻っていない状況にあるため、歳出予算についても、予算調製の都合上、大きく歳出予算を削減している項目もありますが、総合的に財政のバランスに配慮し調製した予算となりましたので、ご理解をお願いいたします。

令和6年度の一般会計予算額は66億9,000万円、前年度比12億8,500万円の増、簡易水道及び公共下水道を除く全会計の予算総額は69億7,260万円で前年度比12億9,590万円の増加となっています。

なお、令和6年度の法適用化により独立した公営企業会計予算額は10億8,068万円で前年度比4,228万円の増となりました。

予算規模の大きな事業としては、一般会計では、消防庁舎再整備、公営住宅長寿命化、町道ニセコミライ通道路整備、国営緊急農地再編整備、橋梁改修工事、公営企業会計では水道施設拡張整備、これは市街地区の浄水場新設、市街地区導水管の布設、市街地区配水管布設などであり、それと水道施設更新、これは宮田地区配水管更新、水道設備更新などであり、これと下水道管理センター設備の更新などが挙げられます。

このほか重点事業として、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した継続事業として、多様な連携による持続可能なまちづくり推進支援事業や地域資源活用に向けた地域林業会社事業、新規事業として観光DX・シェアリングサービス推進事業、そのほか気候変動対策推進、SDGsの推進などを実施することとしています。なお、上記のほか、国などの予算未確定などの状況から新年度において補正予算対応を予定している事務事業もありますので、ご理解をお願いいたします。

II 重点政策の展開

次に、重点となる6つの分野の政策展開について申し上げます。

1 地域循環型経済の確立

本町の豊かな自然環境を生かした内発的産業の育成に努め、農業、観光業、商工業の連携と地域に賦存するエネルギーの利活用と経済の域内循環を推進します。また、まちづくりの理念を共有し、共感できる企業、大学、研究機関等との多様な連携により、地域経済の自律に向けた取組を進めます。

観光振興では、「ニセコ町観光振興ビジョン」に基づき、観光のSDGsと言われるGSTC（持続可能な観光地域づくり）の取組や宿泊税を活用した域内交通の拡充に取り組みます。また、「ニセコ町中小企業等振興条例」に基づき、商工業の振興を進めます。

（１）農業と畜産業の振興

ウクライナ紛争をはじめ、国際情勢の不安定な状況を起因とした国際輸送の混乱などや円安などの理由から、原油、飼料、肥料、資材の高騰化に加え、気候変動対策など農業経営を取り巻く状況は、ますます厳しさを増しているところでございます。現在、国は、食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障に対する取組の強化と「みどりの食料システム戦略」による、農業政策の転換を進めています。

このような状況を踏まえ、町では、クリーン農業の推進、循環型農業の取組を継続し、土づくりを基礎とした輪作体系の確立に取り組む一方、経営のリスクを分散できるように、関係機関と協力しながら、将来に向けて地域に適した農業生産の在り方を検討していきます。

さらには、本町の農業の特徴である多様性のある持続可能な農業において、基幹作物だけでなく、多品目生産を可能とした技術力を生かし、観光リゾート地としての強みを生かした多彩な販路の確保も必要となっておりますが、農業分野の働き手の高齢化や人手不足が大きな課題となっております。特に、派遣従業員の需要の増加や雇用費用の高騰化など、人材の確保へ向けた取組が喫緊の課題となっており、こうした働き手不足を補うため農作業軽減機械の導入や外国人研修生の受入れなど、労働力確保へ向けた取組をＪＡようていと連携して進めてまいります。

現在整備中の国営緊急農地再編整備事業を核として、優良農地の保全に努め、環境に調和したクリーン農業の推進、農地の利用集積、農業基盤の整備、高収益性農業の促進、担い手育成対策や６次産業化の推進などの事業を実施し、農家所得の向上に向けた取組を行ってまいります。

また、多様性のある持続可能な農業を行うため、イエスクリーン米栽培支援制度の継続とともに、完熟堆肥助成、緑肥作物の奨励などの土づくり対策、観光と連携した地場産品の地域ブランド化対策、新たな作物や栽培技術の導入支援などを行います。

（２）観光の振興

観光の入り込みにおいては、コロナ禍前の状況に回復しつつあり、特にインバウンドは今冬大きく増加するものと見込まれています。

昨年は、本町の持続可能な観光地としての取組が評価され、グリーンDESTINATIONSの「シルバーアワード」の表彰を受け、世界標準の観光地としての礎を築くことができました。今後は、さらに上位のアワードを目指すとともに、「ニセコ町観光振興ビジョン」に基づき各種の取組を進めます。また、これまで国に要請してきた「デジタルノマド・ビザ」が創設されることとなりましたが、期間が６か月と短いため、さらにその期間が長期化されるよう要請を継続していきます。

ニセコ観光圏については、構成する倶知安町、蘭越町と共に連携して取組を進めます。また、地域振興イベントへの支援、温泉の利用促進、自転車を活用した夏季の魅力アップなど、今年度もニセコ地域や羊蹄山麓などの関係自治体や民間組織と連携しながら事業を進めてまいります。

スキー場の安全利用対策については、雪崩事故防止対策である「ニセコルール」の運用をニセコ雪崩調査所、各スキー場や国立防災科学技術研究所などの関係機関と協力して実施してきているところでございます。町では、雪崩調査所の人材育成を支援するなど、積極的に冬山の安全対策を進めており、今後も「ニセコルール」が持続発展していけるよう、倶知安町や各スキー場、関係機関

などと共に、雪崩調査所に対して支援を強化していきます。

「道の駅ニセコビュープラザ」の再整備については、現在、国土交通省において検討されている高速道路の線形、インターチェンジの位置などが明らかになった段階で、機能の向上も検討の上、整備着手について判断をする所存でございます。

(3) 宿泊税の導入

昨年12月、持続可能な観光地としての環境を整えるための財源として、「宿泊税」を導入するための条例を町議会において可決いただきました。現在、総務省との協議を経て、総務大臣からの同意を得る手続きが進んでいるところでございます。今年度は、宿泊税の使途の具体化と事業の実施に努めるとともに、システム導入への支援を必要に応じて行います。

(4) 商工業の振興と労働対策

商工業においても慢性的な人材不足により、事業活動に困難が強いられています。昨年度は、スキマバイトサービスの「タイミー社」と連携協定を締結し、本町の人材不足解消の一助として活用してきました。また、昨年度から移住促進施策と連携して国が制度化した「特定地域づくり事業協同組合制度」の導入に向けた調査を開始しており、今年度の導入を目指して取組をします。

さらに、今年度は町内事業者が従業員確保を目的として行う取組に対して、1事業者最大200万円の補助を行い、従業員の確保を支援していきます。

商工会会員数は、令和5年12月末日現在で226事業者となり過去最高を記録しています。商工会会員の皆様の活動が地元を元気にする起爆剤と考え、小規模起業者を継続支援し、多様な事業者の育成による地域の活力の向上を図ります。

本年も、引き続き、企業誘致活動を積極的に推進し、地域内で不足する事業体の確保や域内経済循環の持続性を基本的な方針として、その拡充を目指していきます。

また、綺羅カード会が実施する子育て支援事業への補助を継続し、町内でのコミュニティーの醸成と消費の拡大に努めます。あわせて、地域経済を循環させる核の一つとして「地域通貨の利活用の拡大」を進めます。

消費者対策では、不当な勧誘などから町民の皆様が苦しむことがないように、国の財政支援を活用し、本町を含む近隣7町村で設置している「ようてい地域消費生活相談窓口」の機能がより発揮されるよう、相談活動の拡充と啓発活動を推進します。

2 誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり

町民の皆様が、相互に助け合い、健康で心豊かに生活できる社会をつくるため、保健、医療、福祉、子育て、教育などの諸課題の解決に向けて、総合的に検討をしながら、安心して暮らすことができるよう取組を進めます。

(1) 子育て支援

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、こどもまんなか社会の実現が求められています。本町は、次世代を担う子どもたちが安心して遊び、そして学ぶことができ、保護者が子育てしやすい環境づくりを、教育委員会と連携しながら進めていきます。

また、まちづくり基本条例第11条に基づく「子どものまちづくりの参加」の取組を継続するとと

もに、日本ユニセフ協会と締結した「子どもに優しいまちづくり実践自治体覚書」に基づき、子どもたち一人一人が可能性を伸ばし健やかに成長できるよう、子どもの人権を守る取組を進めます。

子育て環境の拡充では、18歳までの全ての子どもの医療費について、無料化を継続するとともに、学校給食無償化枠の拡大を行います。また、出産・子育てへの応援では、伴走型相談支援と妊娠時及び出産時にそれぞれ給付を行い、妊婦さんや子育て家庭が安心して、出産・子育てができるよう、経済的な支援を行います。

そのほか、子どもの健康診断、母子保健事業や未熟児医療なども、引き続き実施していきます。

(2) 高齢者、障がい者の福祉

高齢者や身体などに障がいをお持ちの人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう各福祉・障がい等の計画に基づき、福祉の充実を図っていきます。

また、ニセコ福祉会が運営する「高齢者グループホーム」とケアプランの作成などを行う「居宅介護支援事業所」の運営費の一部と介護サービス維持特別対策に支援をします。加えて、ニセコ福祉会の経営安定に向け、令和5年度に作成したアクションプランのモニタリングと町の高齢者生活支援体制に係る実行支援業務を委託することとしております。

「地域包括支援センター」事業においては、課題を抱える高齢者への支援を行うとともに、健康維持のための予防事業を実施します。また、年々増加する認知症患者の対応については、認知症専門医の指導の下、本人やその家族に対し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活ができるようサポートをします。

障がいをお持ちの方をサポートするための役割を担う地域活動支援センター「ニセコ生活の家」については、地域の支えやコミュニティによる「地域生活支援事業」が円滑に進むよう運営費の一部を支援します。

本町の社会福祉の中核を担う「ニセコ町社会福祉協議会」については、地域福祉の増進、高齢者福祉サービスの提供、増加傾向にある認知症の相談を担う「町生活サポートセンター」業務に対し運営費を補助します。

(3) 健康づくり

健康づくりについては、「ニセコ町健康づくり計画」に基づき、食生活、運動、心の健康、歯の健康や生活習慣病に関する事業を中心に実施していきます。

予防接種事業では、子ども向け定期予防接種を継続し、大人向け接種では、インフルエンザや带状疱疹などの接種費用の扶助を行います。

健康診断事業では、特定健診や各種がん検診を受診した人への綺羅ポイントの付与を今年度も継続し、受診率向上に努めるほか、健康教室や講座を開催します。また、町民の皆様のご協力を得て実施している「エキノコックス駆除対策」も、引き続き行います。

(4) 国民健康保険事業、医療制度

国民健康保険では、全道の医療費推計などを基に、本町で必要とされる国民健康保険税の総額と税率が北海道から示され、町では、これに基づき「保険税率」を決定しています。令和6年度の税率は、所得割が0.34%増、均等割が709円増、平等割が815円増となり、賦課限度額は、国の制度に

合わせ2万円の増額となっております。

(5) 地域医療の確保

俱知安厚生病院の赤字を補填するため、病院所在地である俱知安町を中心に羊蹄山麓町村と運営費等の支援を行います。あわせて、俱知安厚生病院の改築についても、関係町村と連携して整備費用を負担します。

町民のホームドクターとして重要な役割を担っていただいているニセコ医院へは、平成25年度に導入したCT装置とX線装置の保守点検費用の一部を、協定に基づき支援します。

3 環境に優しいニセコの創造

本町の美しい自然環境を大切に、自然に調和した暮らしを維持するため、ニセコ町環境基本計画、ニセコ町地球温暖化対策実行計画などに基づき、「水環境の町ニセコ」の実現に向けた取組を進めます。

本町の主産業である農業も観光も水環境をはじめとする環境のよさによって成り立ち、より信頼を高めていくものであるというふうと考えております。ゼロカーボン宣言をし、世界首長誓約日本に署名している自治体として、気候変動対策と地球環境負荷の低減を目指すとともに、併せて、地域経済循環型社会形成の両立に努めていきます。

(1) 自然環境の保全と環境対策

ニセコアンヌプリ山麓周辺をはじめとする地域では、観光施設等の開発計画が今後とも出されることが予想されます。ニセコの美しい自然や風景と調和し貴重な財産を守り育てるため、国立公園法や準都市計画、景観条例、地下水保全条例などの制度を運用し、今後とも「秩序ある開発」への誘導を図っていきます。

廃棄物処理対策では、羊蹄山麓7町村が連携して可燃ごみの固形燃料化処理を俱知安町の民間事業者へ業務委託していますが、観光客の入り込みの回復とともに今後さらにごみ量が増加することが予想されています。

町では、ごみの分別排出の徹底を図るため、令和2年度から、スマートフォンなどで利用できる「ごみ分別アプリサービス」の運用を行っていますが、引き続き、各家庭や事業者に対してごみの分別排出の周知を進めていきます。

また、し尿処理については、羊蹄山麓環境衛生組合羊蹄衛生センター、俱知安町に所在しておりますが、において処理をしています。現在の施設は築50年が過ぎ、施設の損傷が激しいことから、令和11年に新施設の稼働を目指して各種計画策定などの取組を進めています。この中で、本町ではくみ取り量が増大傾向にあることから、極力合併処理浄化槽の切替え誘導に努めてまいります。

(2) 自立型省資源社会への転換

町では、「環境モデル都市」、「SDGs未来都市」として環境負荷の低減と地域の活性化の両立を目指し、将来にわたり持続可能な暮らしやまちづくりに向けた取組を進めてきました。平成30年には「世界首長誓約／日本」に署名し、令和2年には「気候非常事態宣言」を行い、令和3年には「再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」と「自転車の適切な利用を促進する条例」を制定しました。

本年度は、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロに向け、町有施設における再生可能エネルギーの効果的な活用に向けて、太陽光発電設備の導入のための基礎設計を進めます。また、省エネ性能の高い建物を普及させるための「ニセコ町気候変動対策推進条例」について、本年度中の制定を目指します。

(3) 「株式会社ニセコまち」との連携

平成30年に内閣府からSDGs未来都市として選定され、その中核事業であるNISEKO生活・モデル地区「ニセコミライ」の取組を進めており、これまでに、超省エネや高性能の木造集合住宅として、分譲住宅1棟8戸が完成しています。本年度は、分譲住宅1棟8戸及び賃貸住宅1棟10戸の建築工事が行われる予定で、引き続き、光熱費を抑え、除雪や管理の負担が少なく、健康で暮らしやすい快適な生活環境の実現に向けた取組を支援していきます。また、環境を基軸とした多様な連携の促進、脱炭素や地域活性化の推進を図り、持続可能なまちづくりを「株式会社ニセコまち」と共に進めていきます。

(4) 林業の振興

森林は、町の基盤である自然環境や景観を構成する大切な地域資源であり、町民の皆様の暮らしに豊かさをもたらしてくれる存在です。美しい景観を維持し、未来につないでいくためにも、計画的に整備し、地域ぐるみで森づくりに取り組む必要があります。ニセコ町森林整備計画やそのほかの施策と調整を図り、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう林業振興の取組を進めていきます。

本年度は、「ニセコ町森林ビジョン実行計画」に沿って、将来世代へ引き継ぐための森林づくりへの取組を進めていきます。この取組を着実に進めるために、「株式会社ニセコ雪森考舎」と連携し、町の豊かな自然環境を町民に伝えることができるよう、森林資源の活用、人材育成や木育の取組を実施します。

昨年から事業計画に着手した道営事業「林業専用道ニセコ桂台線」については、本年度に調査・測量設計実施の予定となっています。

4 豊かな心と個性ある文化を育む

教育委員会や関係機関との連携を密にしながら、子どもが健やかに成長できる教育環境づくりを進め、多様な文化、スポーツ活動が、町民の皆様の主体的な行動によって展開されるよう、支援に努めます。

(1) 教育環境の充実

教育は、「町総合計画」、「ニセコ町教育大綱」、「町教育振興基本計画」に沿って、教育委員会が取り組む事業を支援していきます。

(2) 文化とスポーツの振興

誰もが気軽に文化活動への参加やスポーツに親しむことができるよう、このように策定された「町社会教育中期計画」に基づいて開催される社会教育と社会体育事業を支援していきます。

(3) コミュニティ活動と国際交流の推進

中央倉庫群は、町民、観光客や来訪者などが交流し、気軽にくつろげる施設として、また、町の

地域振興と産業の活性化に資する施設として、指定管理事業者と連携を図り、適正な施設運用に努めていきます。

集落再編により整備した地域コミュニティセンターや西富地区町民センターでは、各コミュニティ活動や防災時の拠点として利用しやすいよう改善を重ねていきます。

国際交流員による交流事業では、町民や町内の学生との文化交流、外国人向けの観光案内、誘客、町の広報媒体の多言語化、外国人移住希望者のサポート業務を担うなど、幅広い国際交流活動を行っております。

本年度は、一般財団法人自治体国際化協会の支援を受け、国際交流員を配置し、多文化共生へのさらなる理解の促進と各種の国際交流事業に支援を継続して行います。

5 安全で安心な暮らしを支える

町民の皆様が、安心して暮らすことができるよう、防災対策の充実強化、生活基盤、社会基盤の総合的整備に引き続き取り組みます。

(1) 防災・危機管理対策

本年1月、能登半島において地震災害が発生するなど近年自然災害が頻発化し、全国各地で甚大な被害が生じています。本町では、「ニセコ町地域防災計画」、「強靱化地域計画」、「事業継続計画」などにに基づき、自治体としての危機管理体制を確保しつつ、防災関連備品の整備をはじめとする防災、減災対応機能の向上を図るとともに、防災訓練の実施や自治会の協力を得て自主防災組織づくりへの取組を進めています。

原子力防災対策では、「ニセコ町地域防災計画・原子力防災計画編」に基づき、国、北海道、関係自治体などと緊密に連携し、引き続き町民の皆さんへの情報の提供に努めます。

また、防災センター機能を有する役場庁舎は、防災対策の拠点として、町民の皆様の安心・安全な暮らしに貢献するとともに、町民の皆様が気軽に利用することができるよう親しみやすい庁舎になるよう利用環境の改善に配慮します。

また、消防業務については、羊蹄山ろく消防組合と連携を図りながら消防力の強化に努めるとともに、「消防力整備10年プラン」に配慮しつつ、令和5年度に引き続きニセコ支署消防庁舎の建て替えに向けた実施設計を行い、着工できるよう準備を進めます。

(2) 情報基盤の充実

本町の情報発信の拠点である『コミュニティFM「ラジオニセコ」』は、災害時における情報提供の手段として大きな役割を果たしています。

令和5年は、災害時における被災情報など町民皆様の生命と財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、役場庁舎の屋上に予備送信所を整備するための実施設計を行っており、本年、事業が完了する予定となっております。

今後も行政情報をはじめ、町内の各種団体、観光イベント、ニセコルールにおける雪崩事故防止情報など、町民の皆様の生活や観光客のニーズに根差した情報の提供に努めてまいります。

(3) 住環境の整備と定住促進

これまで、民間賃貸住宅に対する建設費の補助、省エネ住宅改修や耐震改修への補助、公営住宅

の長寿命化などに取り組み、住環境の整備に努めてきました。今年度は、国の補助制度を活用し公営住宅中央団地5号棟の長寿命化型複合改善工事と新たな団地の建設工事に着手する予定としております。

(4) 道路交通網の整備

本町では、「ニセコ町道路維持個別施設計画」に基づき、財源となる起債等の活用を図りながら適正な維持管理に努めています。町道の整備の委託業務については、「町道中学校通歩道整備実施設計委託業務」と「町道製麻会社通歩道整備実施設計委託業務」を実施。工事に関しては「町道豊里東通舗装改良工事」、「町道ミライニセコ通新設工事」「新団地附帯工事」の完成を目指します。また、橋梁では、昨年につき「橋梁長寿命化点検委託業務」や「町道福井南5線浜本橋補修工事」「町道大曲線大曲橋補修工事」を行います。このほか、ガードケーブルなどの補修を進めるとともに、冬期間の除雪については、町民の皆様の協力を得ながら、冬道の安全確保に努めていきます。

(5) 地域交通の確保

地域交通については、本年3月に策定した「ニセコ町地域公共交通計画」に基づき、地域住民の生活や観光客の移動の利便を確保する対策を講じていくこととしております。これまで地域の皆様のご尽力で実施してきた、ニセコ町版のライドシェアである「福井地区助け合い交通」への支援、「ニセコ周遊バス」の運行、タクシー不足解消に向けた事業「ニセコモデル」の継続、町内運行バス事業者へのキャッシュレス化への支援、デマンドバスの効率化を目指した「AIシステム」の更新及び増車の検討に取り組んでいきます。

なお、北海道新幹線札幌開業にあつては、並行在来線廃止後「長万部一小樽」の区間は、北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議で、「バス転換方式」とするとの方針確認がなされ、北海道においては沿線バス会社との協議が進められております。今後、これらの状況に留意し、国や北海道、関係自治体での協議を進めていきます。

また、高速道路は、昨年、北海道横断自動車道の「蘭越―倶知安間」の計画段階評価で国道5号の別線での整備が、そして本年3月にはニセコインターチェンジまでの事業化が決定しているところでございます。引き続き後志総合開発期成会と連携し、黒松内までの調査と事業化を国に要望してまいります。

(6) 空き家対策

本町における空き家については「ニセコ町空家等対策計画」に基づき、管理不全となる空き家の発生を抑制し、別荘や空き家の利活用が進むようニセコ不動産協会と連携して建物の適正な管理に努めます。

(7) 上下水道

水道事業では、令和2年度から水道管路施設の更新事業や施設の老朽化対策を実施してきています。本年は、宮田地区の配水管更新工事を継続するとともに、市街地区で新たに水量、配水施設の拡張を行うための配水池新設工事と導水管新設工事を行います。

下水道事業では、施設の適切な更新と維持管理を行うため、「下水道事業ストックマネジメント計画」と「農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、国の補助事業を活用した下水道施設機械電

気設備などの更新工事を進めます。

また、これまで上下水道事業は特別会計で行っていましたが、令和6年度より公営企業会計へ移行します。

6 未来を見据えた行財政の基盤づくり

「ニセコ町総合計画」、「自治創生総合戦略」、「SDGs未来都市計画」、「脱炭素アクションプラン」を着実に推進するとともに、町が保有する行政財産と資源の有効活用を図り、効率的・効果的な行財政運営に努めます。

(1) 総合計画によるまちづくりと行財政運営

本町の最上位計画である「第6次ニセコ町総合計画」、これは令和17年度までの12年間の計画ですが、これに基づき、「子ども未来共創都市ニセコ」の実現を目指してまちづくりを進めてまいります。

(2) まちへの共感、関係人口の拡大

自治創生総合戦略に掲げた関係人口の拡大を図るため、「ふるさと住民票」の活用をさらに広く周知するとともに、寄附者の思いが地域へとつながり、魅力あるまちづくりへと展開できるよう、情報の発信と交流に努めていきます。

また、令和4年11月から開始した「旅行者向けふるさと納税＝e旅納税」については、本年はより活用が広がるよう町内の加盟店の拡大を図り、共感地域通貨「NISEKO eumo」のさらなる利用拡大に向けての取組を強化していきます。また、多様性に富んだ地域循環型社会形成のためには、SNSの活用や地域通貨を通じて町の取組に共感してくれる関係人口の拡大を進める必要があります。併せて「とふるさと納税」、「企業版ふるさと納税」の拡充、強化に努めます。

(3) 自治創生の推進

自治創生については、「ニセコ町自治創生総合戦略」を基にして各種事業を進めており、人口においても想定規模の人口で推移しつつありますが、今後、社会情勢の変化の対応や関係する計画との整合性を踏まえつつ、人口減少対策と地域経済循環の強化に向けた取組を進めていきます。

まちづくりの担い手として、地域おこし協力隊員を引き続き配置するとともに、隊員の定住や起業活動を支援します。あわせて、集落支援員の配置も行います。また、持続可能なまちづくりを進めるため、株式会社「ニセコまち」、株式会社「ニセコ雪森考舎」、株式会社「ニセコリゾート観光協会」との多様な連携を強化し、企業版ふるさと納税などによる関係人口及び協力企業の拡大に努めます。

(4) 計画的な公共施設管理

計画的な維持修繕、類似施設の統廃合、長寿命化、施設管理の見直しや廃止の検討など、「公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」に基づき、適切な管理運営に努めます。また、町が保有する資産は、売却や貸付けなどの有効活用を検討し、町の財政の健全性の保持に努めます。施設整備では、「ライフサイクルコスト」を重視し、国の諸支援制度を最大限活用しつつ、施設の改修を適切に行い、持続可能な社会基盤整備を進めてまいります。

(5) 広域行政の推進

広域行政については、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、行政不服審査に関する事務の実施をしている後志広域連合の機能がより発揮されるよう検討を進めていきます。羊蹄山ろく消防組合や羊蹄山麓環境衛生組合においては、共通経費などの負担が増加しており、構成町村と協議しながら、負担の増加が恒常化しないよう協議を進めます。

以上、令和6年度の町政執行に関する基本的な方針を申し上げましたが、今年度もこれまで同様、私の基本姿勢である「公正、スピード、思いやり」の行動原則を柱に、次代を担う子どもたちへの投資、子育てしやすい環境の拡充を図り、「1つとして資源の循環、2つ目としてエネルギーの循環、3つ目として地域経済の循環」という、本町が将来にわたって自律していくための3つの循環による「子どもの笑顔が輝く元気なニセコづくり」に努めてまいります。

終わりに、町議会並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げ、令和6年度の町政執行方針とさせていただきます。

なお、事業の詳細については、次のページ以降の「Ⅲ 政策分野別の事業詳細」を御覧いただきますようお願いを申し上げます。

以上で令和6年度の町政執行方針について終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって令和6年度町政執行方針の説明を終わります。

この際、議事の都合により午後1時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 令和6年度教育行政執行方針

○議長（青羽雄士君） 日程第6、令和6年度教育行政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、引き続きよろしくお願いいたします。令和6年度ニセコ町教育行政執行方針につきまして、第2回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、ご説明申し上げます。

少子高齢化の進展、地球規模課題の解決、地域格差の拡大といった社会課題が存在する中で、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、学校では学校祭や修学旅行などの学校行事等が従来の形で実施されるなど、子どもたちが生き生きと活動できるようになりました。このような中で、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えて、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となるよう教育することが求められています。

また、グローバル化が進展する中で、ICTの活用などによる授業改善や、高校のDX化の推進等を通じたデジタル人材育成の抜本的強化や文理横断的・探求的教育の充実なども求められており

ます。

新学習指導要領が、小学校、中学校、高等学校において実施展開され、その評価・改善が具体的に求められます。また、「社会に開かれた教育課程」を重視し、生きる力を育むため「何のために学ぶのか」という学習意義を共有しながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善と、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るための「カリキュラム・マネジメント」を確立することが必要です。

本町においては、「ニセコスタイルの教育」の充実を図り、コミュニティ・スクールの活動との一体化を図りながら、地域教育資源を有効活用して、地域全体で子どもたちの英語力向上や豊かな学びの体験機会などの拡充に取り組み、「社会に開かれた教育課程」の推進に努めます。

また、学校におけるICTの活用を積極的に推進し、教師の指導力の向上を図るとともに授業改善を推進することができるよう学習環境の充実に努めます。

特に、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の往還による一体的な取組が実現できるよう、学校内外で教育の質が高められるよう環境づくりを進めます。

以下、令和6年度の主な施策について申し上げます。

1 持続可能な社会実現の推進

(1) SDGs・ESDの推進

教育は人が生きる上での基盤となるものです。SDGs未来都市や環境モデル都市の取組をはじめニセコならではの環境を生かし、子どもから大人まで誰もが質の高い教育を受け、生涯にわたって学びを深める持続可能な社会のづくり手を育む教育(ESD)を推進し、持続可能な社会の実現につなげていきます。

2 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 子育て支援の推進

子どもたちの笑顔が輝く町を目指し、第2期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援策を総合的に推進します。また、令和7年度から5年間の計画となる第3期計画の策定作業を進めます。

地域子育て支援センターでは、未就園の親子を対象とした交流・学習の場の提供や子育てに関する相談・援助のほか、一時保育や休日保育を実施し子育て環境の向上を図ります。

学童期の児童に対しては、放課後に安全・安心な居場所や発達段階に応じた遊びや生活ができる場として、放課後子ども教室やニセコこども館における学童保育事業を実施し、子どもの健全な育成を図ります。

また、子育ての相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業やNPO法人による長期休暇中の預かり保育活動、子どもの遊び場などを拡充し、地域の力を活用しながら地域全体で子どもを育むまちづくりを進めます。

(2) 幼児教育・保育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。子どもが安心して生活できる場を提供し、成長や発達を支えるとともに質の高い幼児教育を実現していくことが重要です。そのた

め幼児教育と保育の両面を担う幼児センターでは、自然の中での保育遊びや生活を通して、基本的な生活習慣の育成や豊かな心と健やかな体の育成につながる教育・保育に取り組みます。また、家庭と連携した絵本の読み聞かせや、外国語指導助手・国際交流員による英語タイムなど地域との多様な関わりを深めながら保育を進め、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を大切に、小学校の学びへの円滑な接続、中学校・高校・大学等との連携や交流を推進し、幼児教育・保育の一層の充実に努めます。

また、利用者の利便性向上や保育士の業務負担を軽減するため、保育支援システムの拡充などDX化の推進を進めます。

(3) 体力・運動能力の向上

子どもが健やかな生活を送ることができるよう、家庭と連携し基本的な生活習慣づくりが進めるとともに、全国体力・運動能力調査などの結果を活用し、幼児センター・学校での体力づくりの充実や運動習慣の定着に努めます。

(4) 健康教育・食育の充実

学校給食については、安全で安心、安定した運営のため、衛生管理の徹底のほか、調理機械や設備の適切な維持管理や点検・修繕の実施、調理機械等の計画的な更新を進めます。

また、地元をはじめとする道産・国産の食材の活用により、様々な食に触れることができるよう努めるとともに、学校給食を通じて望ましい食習慣や食文化、食を通じた健康への関心を育てる食育指導を進めます。

アレルギー対応については、保護者や児童生徒、学校と連携をして、個別に対応していきます。

学校給食費については、食材費が値上がりの傾向にあります。本年度も公費負担により学校給食費1食当たりの単価の据置きを継続するほか、学校給食費の免除の対象をこれまでの第3子以降から第2子以降に拡大し、さらなる保護者負担の軽減を図ります。

(5) 人権・道徳教育の推進

本町は国内外からの移住者も多く、文化や社会的背景が異なる多様な子どもが就園・就学しています。有島武郎が残した相互扶助理念の定着のほか、平和で民主的な社会の実現や互いの人権、多様性を尊重し思いやる心を育む道徳教育を家庭や地域と一体となって進めていきます。

また、子どもの権利条約に基づく子どもの人権を最大限に尊重し、豊かな心や人間性の育成に努めるほか、まちづくり基本条例第11条に基づく子どものまちづくり参加を進めます。

3 確かな学力の育成

(1) 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

小中学校では、学力向上に向けた教育活動の検証と改善に教職員が一体となって組織的に取り組みます。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、新しい時代に必要となる資質・能力を育成します。

ニセコ高校では、生徒が自ら解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場を理解し、納得解を生み出すなど、新学習指導要領が目指す資質・能力を確実に育成するため教育活動を実践します。

(2) 特別支援教育の推進

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うため、幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行います。特別な配慮が必要な児童生徒に対しては、通級指導や特別支援学級での学びのほか、小中学校に特別支援講師を配置し日常生活や学習面の支援を行うなど、特別支援教育の充実に努めます。

(3) STEAM教育の推進

総合的な学習の時間における教科等横断的な学習や探求的な学習を実践し、異なる分野の知識を統合して創造的に問題を解決する能力を育みます。ニセコ高校では、ICTを活用した文理横断的で探求的な学びを強化し、高大連携による国際教育や起業家教育を通して、複雑化する地域課題を解決できる資質・能力の育成に取り組みます。

(4) キャリア教育の充実

児童生徒が社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身につけていくことができるよう、学校におけるキャリア教育の充実に努めます。

ニセコ高校においては、自分の幸福な未来の実現に向けたキャリア教育により、大学進学をはじめ生徒一人一人の多様な進路希望の実現を図ります。

4 ふるさと・多文化共生の推進

(1) ニセコスタイルの教育の推進

「ニセコスタイルの教育」は、小学校から中学校までの9年間の連続性のある教育に加え、幼児センターやニセコ高校との連続性も考慮し「4校種を連続した一つの学園体」と捉えた、ニセコで学び、ニセコを愛する子どもを育てる取組です。事務局に新設配置する教育専門官が中心となり、重点項目である英語教育、ふるさと学習、ICTの活用を中心に取組を進め、各学校が一体感のある教育活動を展開することにより、ニセコスタイルの教育のさらなる推進に取り組みます。

(2) 国内外交流・国際理解の推進

ニセコ高校に設置するNISEKO World Village（仮称）を拠点とし、ニセコ町国際交流推進協議会や北海道インターナショナルスクールニセコ校と連携・交流などを行いながら、高校生のほか小中学生や町民の皆さんも参加できる多文化共生の社会づくりの取組を進めます。

また、子どもたちが異なる文化に触れ、視野を広げる機会として、滋賀県高島市（旧マキノ町）への訪問「少年洋上セミナー」や鹿児島県薩摩川内市の児童生徒受入れなどの少年交流事業を実施します。

(3) ニセコ高校の振興

ニセコ高校では、シビックプライドを持ったグローバル人材の育成に向けて、起業家教育と国際教育を特色とする新しい学校づくりを進めます。総合学科の特色を生かした具体的なカリキュラム検討を進めるとともに、起業家教育ではデジタル技術等を活用した探求活動を進め、放課後起業クラブ（仮称）など学習成果を活用し挑戦する機会を創出します。国際教育では、4年生の生徒が行う海外研修や短期海外留学などの費用を支援するほか、生徒が日常的に英語や海外の文化に触れ、楽しみながら国際感覚を身につけることができるNISEKO World Villageの活

動を推進し、グローバル社会を生き抜くために必要な国際性や英語力を育みます。

あわせて、全日制への転換や学校規模の見直しを検討するとともに、道内外遠方からの生徒募集に当たり安心して生徒が通うことができる環境を整備することが重要であることから、老朽化した高校寮「希望ヶ丘寮」の早急な再整備に向けてさらに検討を進めます。

5 学びの質を高める環境の確立

(1) ICTの活用推進

学校のICT活用をさらに進めるため、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進めます。環境の充実、ICT支援員の配置、教職員のICTを活用した授業力の向上などのほか、小学校から高校まで全ての児童生徒が利用できる学習支援ソフトを導入し、学びの充実や家庭学習での活用を進め、教育の質を向上させます。

(2) 教育相談・生徒指導支援の推進

いじめや不登校、ネットトラブルへの対応、新型コロナウイルス感染症の影響による差別・偏見の防止への対応など、児童生徒を取り巻く社会の変化に応じた対応が求められています。また、いじめ防止基本方針に基づく早期発見と、未然防止に努めるほか、児童生徒の主体的な活動を大切に、ルールなどを自らが考え実行できる教育環境づくりに努めます。

これら課題解決の一助とするべくスクールカウンセラーを配置し児童生徒や保護者との相談を充実します。

(3) 教職員の研修機会の充実

より質の高い教育を継続的に提供し、子どもたちの可能性を最大限に伸ばさせることができるよう、教員が強い使命感や豊かな社会性、実践的な指導力など資質能力を十分に備えるために、町内の教職員が参画するニセコスタイルの教育研究会の活動を支援します。

「ニセコスタイルの教育の日」を設定し、町内全校種の教職員が一堂に集まり研修を行うほか、専門性を有する研修を行うなど、研修の個別最適化や教員同士の協働的な学びの充実を図ります。

(4) 働き方改革の推進

各学校の教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、教職員が真に必要な教育活動に注力するため、学校における働き方改革を推進します。また、教育現場のDX化をさらに進め、教職員が持てる力を存分に発揮できる職場環境を整備します。

(5) 学びのセーフティネットの構築

子どもが生まれ育った環境によって学習機会が左右されることのないよう必要な支援を行い、全ての子どもが安心して就学できる環境づくりが大切です。就学援助制度により、学用品費や学校給食費など経済的支援を引き続き行います。

また、帰国子女を含め日本語ができない児童への教職員や支援員の配置を行い、子どもの就学機会を提供するほか、学校生活への適応を図るとともに、適切な指導を行います。

(6) 教育環境整備（学校の暑さ対策）

熱中症の危険もある猛暑が続くことが予想されていることから、エアコン設置による学習環境の改善に取り組みます。令和5年度に整備を完了した幼児センターに続き、各小中高校へも早期に設

置ができるよう準備を進めていきます。

また、建築後30年以上が経過しているニセコ高校校舎の劣化状況の調査を行い、再整備に向けた基本方針を策定するほか、幼児センター屋根の防水改修工事、ニセコ中学校体育館照明のLED化など、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

6 地域と学校の連携の充実

(1) コミュニティ・スクールの推進

学校と家庭、地域が課題や目標を共有し、地域と共にある学校づくりを目指すコミュニティ・スクールの活動を引き続き展開します。本町の自然環境や人材、まちづくりの取組など豊富な教育資源を用いながら、個性豊かでニセコを愛し、ニセコに誇りを持つ子どもを育む教育の充実に取り組みます。

(2) 学校危機管理体制の強化

自然災害の少ない本町ではありますが、全国的に大規模な災害等の発生やその後の影響なども課題となっていることから、学校と教育委員会、警察などの関係機関との連携を一層強化し、ニセコ町通学路安全推進会議による通学路の安全点検や交通安全教育、防犯教育、防災教育を一層強化します。

スクールバスの運行については、安全第一の運行に努めるほか、効率的なルート設定や登下校時間に合わせた時刻の見直しを行い、児童生徒の通学手段を確保します。

7 生涯学習・スポーツの充実

(1) 生涯学習機会の充実

生涯にわたって、いつでも、どこでも学ぶことができるよう、多様な学習機会の提供やリカレント教育の推進に取り組みます。

第7期社会教育中期計画に基づき、学校・家庭・地域との連携を強化し、「子育て支援体制の充実」「多文化交流機会の充実」「地域を知る機会の充実」「高齢者の健康」の4項目を柱とする社会教育事業を引き続き推進します。

子どもの学習機会では、本町の人材・物・自然などの様々な教育資源に触れ、発見や感動を通してふるさとのおよさを知るとともに、将来に向けてたくましく生きる心・体を育むことを目的としたニセコみらいラボを実施します。

高齢者の学習機会では、寿大学での学習会や交流会などを通して、知識と教養を高め、健康で明るく文化的な生活を送るための取組を行います。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

ウィンタースポーツをより身近に親しむため、幼児用スキーの貸出事業やこどもスキーフェスティバル兼全町児童生徒スキー大会の開催、各種スキー教室を行います。さらに、町内各スキー場の協力を得て、4歳以上の未就学児童へのリフト引換券配付、児童生徒へのリフト1日券配付やシーズン券購入助成、小学校低学年児童保護者への1日券配付を継続して行います。

健康増進と親睦を目的として定着しているふれあい町民運動会や各種スポーツ大会、スポーツ推進委員が中心となり企画しているスポーツ体験教室や夏休み期間中の町民ラジオ体操会を継続して

開催するほか、競技力振興のためスポーツ団体が主催する町長杯スポーツ大会、ニセコマラソンフェスティバルの開催を支援します。

町の少年スポーツ、健康スポーツ、競技スポーツの各分野で中心的な役割を担うニセコ町体育協会に対しては、所属団体の活動への支援を行い、地域に根差したスポーツ活動の推進や指導者の育成・確保に努めます。

また、学校で行われている部活動を持続可能なものとするため、ニセコ町休日部活動の地域以降検討協議会において、部活動の段階的な地域移行に向けた具体的な方策を検討していきます。

(3) 生涯学習・スポーツ施設の充実

所管する各施設においては、安全かつ快適に、誰もが利用しやすい、生涯学習・文化・スポーツ施設とするため、長期的な展望と整備計画を踏まえた適切な維持管理に努めます。

老朽化が課題となっている有島記念館においては、有島記念公園など周辺環境の維持を基本としながら、その活用と改修について引き続き検討を進めます。

8 文化・芸術の振興

(1) 芸術文化活動の推進

文化・芸術は心豊かな社会の形成に寄与することから、関係団体と役割を分担・連携しながら、文化協会主催による町民向けコンサート、児童生徒を対象とした青少年芸術鑑賞会や児童生徒作品展を開催します。また、ニセコ町民センターや学習交流センター「あそぶっく」、有島記念館などの施設を活用し、音楽鑑賞など芸術に触れる機会の確保に努めます。

ニセコ駅隣接地のニセコ鉄道遺産群においては、ニセコ町鉄道文化協会との連携の下、鉄道車両を公開するイベントの開催及び認知度を町内外に広める広報活動の強化やオリジナル商品の販売などを行います。また、施設の安全管理並びに環境整備にも十分配慮します。

このほか、郷土資料については貴重な歴史的文化財の収集・展示事業に加えて、保管設備の設置や資料のデジタル化などを進め、有島記念館の郷土資料館としての機能充実に取り組みます。

(2) 読書活動の推進

NPO法人あそぶっくの会を指定管理者として学習交流センター「あそぶっく」を運営し、図書館として日常的に楽しく身近に読書ができる環境を提供するほか、読書に関するボランティア活動を支援します。

また、第3次子どもの読書活動推進計画に基づき、学校を通じた児童生徒の読書活動の推進するため、あそぶっくの会の協力による学校への支援活動を実施し、図書室の環境整備や有効活用、選書の充実にも取り組みます。

(3) 有島記念館の充実

有島記念館は、大正期を代表する作家・有島武郎の文学、農場解放などの業績を紹介・伝承する施設です。学芸レベルを一層向上させ事業の企画立案・実行の迅速化に取り組みます。また、文学、郷土史、美術に関する企画展のほか教育普及事業の開催、さらに姉妹・友好提携館などと連携して関連事業の一層の充実に努めます。

本年度は、貼り絵作家・藤倉英幸氏の企画展を引き続き開催するほか、北海道ゆかりの演出家「守

分寿男展」、全国規模のデザイン展「竹尾ペーパーショー」などの特別展やこのほど更新したグラ
ンドピアノのこけら落としコンサートを開催します。

以上、令和6年度においても、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育を取り巻く諸課
題に積極的に対処していく所存でございます。町民の皆様、町議会議員の皆様の教育行政へのご理
解とご支援をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（青羽雄士君） これをもって令和6年度教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第7 陳情第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、陳情第1号 ニセコ町立小中学校の給食の無償化を求める陳情
の件は、会議規則第91条の規定に基づき総務常任委員会に付託します。

◎日程第8 報告第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害
賠償の額の決定について）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、よろしくお願いいいたします。ファイルの番号の頭が002—2の
ファイルをお開きいただきたいと思います。第2回ニセコ町議会議案の4ページになります。申し
訳ありませんが、タブレットの一番下には51分の5と表示ありますが、ちょっと表紙の関係で1ペ
ージずれていたりします。ファイルに記載されているページ数の4ページ、こちらをお開きいた
だきたいと思います。日程第8、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償
の額の決定について）でございます。

報告第1号 専決処分した事件の報告について。

有島木道事故による示談の締結及び損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、
令和5年12月19日付で下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記、1、損害賠償の相手方、住所、ニセコ町字羊蹄11番地1、氏名、ピッカリング・クリストフ
アー。

2、事故の概要、令和5年9月24日午後4時頃、ニセコ町字有島138番地25付近の有島木道におい
て、歩行中に老朽化した木道の板が抜けて、右足母子基節骨骨折、右足親指の付け根でございま
すが、それを骨折したものでございます。有島木道の管理者であるニセコ町として過失を認め、損害
賠償を行い、和解をいたしました。

3、損害賠償の額、金6万5,515円。内訳については、記載のとおりでございます。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

これによりまして有島木道は現在通行止めとし、ご予算を可決いただいた後修繕いたします。な
お、損害賠償金として支払う金額は、本町が加盟する町村会総合賠償保険から損害賠償金として収
入をさせていただく予定でございます。

報告第1号については以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第1号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第9 議案第1号から日程第30 議案第22号

○議長（青羽雄士君） 日程第9、議案第1号 第6次ニセコ町総合計画の策定についての件から日程第30、議案第22号 令和6年度ニセコ町公共下水道事業会計予算の件まで22件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第9、議案第1号 第6次ニセコ町総合計画の策定について、ここから最後までずっと説明のみをさせていただくということになります。長くなると思いますが、よろしくをお願いいたします。

議案の6ページでございます。議案第1号 第6次ニセコ町総合計画の策定について。

第6次ニセコ町総合計画に係る基本構想及び基本計画を別紙のとおり策定いたしましたので、ニセコ町まちづくり基本条例第37条及びニセコ町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

7ページにお進みいただきまして、7ページでございます。第6次ニセコ町総合計画の策定、策定の趣旨でございますが、本町の第5次総合計画が令和6年3月31日をもって計画期間を終了することに当たり、第6次となる新たな総合計画の策定を令和4年度から2か年にわたり取り組んでまいりました。この策定に当たり、ニセコ町総合計画策定審議会に対し計画内容について諮問し、これに基づき検討作業を進め、このほど子ども未来共創都市ニセコ、ニセコ町の美しい景観と自然を未来の子どもたちへ、こちらを将来像として12か年の計画期間による第6次ニセコ町総合計画案が答申をされました。これを踏まえまして、町として本計画を策定するものであります。

2つ目、基本構想及び基本計画の内容、これについては後ほど別紙でご説明をいたします。

3番目、計画の期間、令和6年4月1日から令和18年3月31日までの12年間といたします。

4、策定の経過、ニセコ町まちづくり基本条例第36条によりまして計画過程等への参加ということで、記載のとおり参加の段取りを取らせていただいたということでございます。

総合計画は、ニセコ町の最上位計画となるもので、これまで5次にわたって策定し、まちづくりの指針と施策を掲げて、計画的にまちづくりを進めてまいりました。第5次ニセコ町総合計画は、

環境創造都市ニセコ、これを基本理念とし、地域資源を循環させ、生き生きとした地域を創造することを訴え、その推進のためには有島武郎が残した住民自治の原点となる相互扶助、これが重要だと説いてございます。前総合計画の策定から12年が経過する中、ニセコ町ではニセコ町環境基本条例などに沿って森林などを守り育てることで新しい自然環境が保たれてまいりましたが、近年のリゾート開発に伴い森林や水環境等の自然環境や景観に影響を与えることが懸念をされてございます。また、子育て世代や外国人の転入により人口が増加していますが、それに伴う子育て支援や教育の充実が必要とされてございます。一方、高齢者も増加し、交通、医療、福祉等の提供体制の整備も必要となっています。ニセコ町の資源を活用した事業、産業を興し、農業、観光、商工業の連携と地域内の経済循環を推進するとともに、ニセコ町のまちづくりに共感し、共に歩む企業の誘致を促進し、地域経済の自立に向けた取組を進めることも今後のまちづくりにとって欠かせないものとなってございます。

このたびの本総合計画では、こうした状況や今後12年間に起こり得る社会の変化を踏まえるとともに、町民が希望する2035年のニセコ町の姿を基本理念として描き、その実現に向けた基本目標と主要な施策を取りまとめてございます。第6次ニセコ町総合計画では、これらの12年間の変化に適切に対応するため住民自治をさらに進め、美しい自然環境を守り、次世代につながるとともに、ニセコ町に住む人が幸せを感じられる町を目指して策定をいたしました。

では、ここでファイルの頭が003、説明資料2というのを開いていただきたいのですが、ファイルの名称の最初が003、これが議案の説明資料になってございます。これをお開きいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。これの2ページでございます。右上に資料1と書いている、ファイル番号、頭が003、これの2ページでございます。よろしいでしょうか。第6次総合計画は、この表の左側、子ども未来共創都市ニセコを基本理念とし、その右隣の基本目標、ニセコの自然環境を守る、そこから一番下の相互扶助の町をつくる、ここまで、自然環境を守る、学びを未来につなぐ、経済を循環させる、安心、安全な暮らし、相互扶助、この5つの基本目標を掲げてございます。また、この基本目標を達成するための主要な施策についても各目標にこうした形で、右側の表になりますが、表の中ほど、赤枠の1の1から、ちょっと小さい表示で申し訳ございませんが、1の1から一番下の5の4までニセコ町のまちづくりを網羅する23項目にまとめてございます。この表の赤枠、右の枠も左の枠もですが、この赤枠が今回議決をいただく基本構想と基本計画でございます。また、総合計画本体はファイルの頭が005の番号に収納してございますが、こちらについては後ほど御覧いただきたいと存じます。

これをもちまして議案の第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、日程第10、議案第2号でございます。ファイルの頭、002の8ページになります。002—2の8ページ、元の議案に戻っていただくこととなります。その8ページ、左上に議案第2号と書いています。よろしいでしょうか。

議案第2号 ニセコ町道路線の認定について（中学校西通）。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

認定する路線、認定番号267、路線名、中学校西通、起点、ニセコ町字富士見137番、終点、ニセコ町字富士見135番。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也でございます。

またちょっと別の資料をお開きいただくこととなりますが、ファイル番号の頭が003でございます。ファイル番号の頭が003、議案の説明資料、こちらの3ページになります。上下に分かれた図面と航空写真とが載っているかと思いますが、議案の003、これの議案の説明資料でございます。この3ページです。右上に資料2とあるところです。現在の町民運動場に建設予定の公営住宅に隣接して設置する予定の新たな道路、中学校西通、これは赤い線で描いたところでございます。これを町道路線として認定いただくというものでございます。本路線は、プール向かいに建設予定の公営住宅にアクセスする道路で、プール側にある町道中学校通及び塚越産業さん側にある町道中学校南通、これに接続する道路でございます。道路延長は101.29メートル、車道幅が5.5メートル、歩道幅員が2メートルでございます。令和6年度から道路新設工事の着手予定ということでございます。

議案の2号に関する説明は以上です。

続きまして、日程第11、議案第3号でございます。先ほどの頭002の2、いわゆる議案の本体に戻っていただきまして、その10ページでございます。左上に議案第3号とあります。

議案第3号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページの11ページをお開きいただきたいと思っております。下の提案理由でございます。議員報酬は、平成23年以降改正がなされておらず、全道的に見ても平均を下回る現状となっております。このことから、議員報酬等審議会へ諮問を行い、審議した結果、北海道町村のおおむね平均額とする改正を行う必要があるとの答申を受けまして、協議した結果、答申どおり改正するため、本条例を提出するというものでございます。国による地方交付税の削減などを背景として、過去には本町でも議員や町の特別職、それから一般職給与等の独自削減を実施した経過がございます。議会におかれましては、平成19年5月から4年間にわたる報酬の独自削減を行っておりまして、平成25年5月には削減前の報酬に還元はしたものの、以来見直しを行っておらず、今回の改定となります。改定内容は、改正条例本文、こちらの第2条のとおりでございます。

附則でございますが、この条例は、本年4月1日から施行をいたします。

最後に、11ページの下、まちづくり基本条例の54条というところの住民参加の関係でございますが、令和6年1月31日にニセコ町議員報酬等審議会にて審議をしております。

新旧対照表も用意してございますが、後ほど御覧いただきたいと存じます。

議案の第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第12、議案第4号でございます。12ページになります。よろしいでしょうか。

議案第4号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページを御覧いただきたいと思います。提案理由でございます。特別職の給与は、平成21年以降改正されておらず、全道的に見ても平均を下回る状況となっております。このことから、議員報酬等審議会への諮問を行い、審査した結果、21年度の減額改正前の額とする改正を行う必要があるとの答申を受け、協議した結果、答申どおり改正するため、本条例を提出するというものでございます。特別職、こちらの給与につきましては、平成18年1月に特に町長の給与等の大幅削減を含む特別職給与の削減を行いまして、平成21年11月に1か月間のみ復元したものの、翌月の12月には改めて削減を行いました。以来見直しを行っておらず、今回は町長、副町長について平成21年12月の改正以前の報酬に復元するというものでございます。これにより町長給与が67万円から70万円、副町長が57万円から59万5,000円に復元するというところでございます。

条例の附則でございますが、この条例は、本年4月1日から施行いたします。

最後に、議案の13ページの一番下の町民参加の状況ですが、先ほど同様1月31日に議員報酬等審議会において審議をしております。

議案の第4号に関する説明は以上でございます。

次のページでございます。議案の第5号、14ページになります。議案の第5号でございます。

教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページの15ページをお開きください。提案理由でございます。教育長の給与は平成21年以降改正されておらず、全道的に見ても平均を下回る現状となっております。このことから、先ほど同様審議会にて審議した結果、平成21年の減額改定前の額とする改正を行う必要があるという答申を受け、協議した結果、答申どおり改正するという条例でございます。教育長の給与につきましても、今回については条例本文のとおり月額52万円を54万5,000円に改めるというものでございます。

附則でございますが、この条例は、本年4月1日から施行いたします。

町民参加の状況ということで、こちらについても先ほど同様1月31日、ニセコ町議会議員等報酬審議会にて審議をしているということでございます。

議案の第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程の第14でございます。議案の第6号です。

議案第6号 ニセコ町職員定数条例の一部を改正する条例。

ニセコ町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページお開きいただいて、提案理由でございます。職員の定年の引上げが行われることや育児休業制度の拡充など地方公務員を取り巻く環境が大きく変化しており、中長期的な視点から職員を安定的に確保し、業務の遂行を継続していくためには定数の増員を行う必要があると判断し、本条例を提出するというものでございます。令和5年4月から定年が段階的に引き上げられまして、

育児休業制度などの拡充も行われております。日々行政が担う事務の専門性や事務の幅が広がっておるという現状でございます。あわせて、民間採用、それから給与の高騰、それによりまして地方公務員の確保が年々厳しい状況であるなど、地方公務を取り巻く環境も大きく変わってきております。これらのことから、職員を安定的に確保しつつ持続的に行政サービスを提供する体制を確保していく必要があると考えております。中長期的な視点から定年延長や育児休業制度の定着など一時的な職員増加はやむを得ないという考えから、ニセコ町として定数管理の計画を策定し、職員定数を現在の98人から103人に改正をいたします。

まず、これは別のファイルを開いていただきますが、ファイル番号の004、新旧対照表です。004を開いていただくか、または今回紙ベースでもお配りしているということなので、新旧対照表の紙ベースを見ていただくかファイル番号の004の2ページを開いていただくかと、どちらかでもお願いをいたします。この新旧対照表の第2条第1項において町長の事務部局職員を左の欄の72、下線で引いておりますが、72人から右の欄の74人、こちらに改正いたします。これは、主に保健師の増と、それから技術職の増を想定しているものでございます。

それから、その下、第3号、いわゆる（3）でございますが、第3号、（3）において教育委員会の職員について22人を右側のおり25人に改定いたします。主には保育士が2名増、それから高校改革の関連で1名増の想定でございます。これによりまして町長部局、議会、教育委員会、農業委員会合わせて全体で103人となるということでございます。

続いて、第3条でございますが、この中ほどに第3条とありますが、定数に含めない職員を規定しておりますけれども、この右欄の第2号、（2）でございます。こちらにおいて、地方公共団体に派遣されている職員、これは広域連合派遣職員を想定しています。これらを定員に含めないというところの規定でございます。まずは、広域連合派遣を想定した規定、それから2つ下、第4号、（4）です。第4号は、ニセコ町への退職出向など公益法人等への職員派遣、これを想定しております。

それから、3つ下、第7号、こちらは職員団体、いわゆる組合の役員として専らそちらに従事する者を定数外とするという規定でございます。

その下、第8号では、（8）ですが、1年を超えて研修等に従事し、町の職務に従事しない者、これも定員に含めないということです。

その下、第2項はこれら職員が復職等した日の属する年度内は定数外とするという規定でございます。ただいまご説明した内容を議案の改正本文に反映してございます。

また、条例の附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというように定めてございます。

最後に、住民参加の状況ですが、まちづくり基本条例第54条第1項の第3号に該当し、町民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案の第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第15の議案の第7号でございます。議案の18ページに戻っていただきたいのですが、ファイル番号が002—2の18ページでございます。ちょっと行ったり来たりで恐縮でござい

す。議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

これはちょっと飛んでいただきまして、24ページをお開きいただきたいと思います。24ページの下でございます。提案理由です。給与表及び管理職手当は国公の基準を参考に見直し、他町村との平準化を進め、住宅手当はニセコ地域の住宅賃料の高騰に伴い手当の上限額を改正し、職員の負担を緩和するため、本条例を提出するとなっております。

こちらは、新旧対照表でご説明をいたしたいと思います。新旧対照表の3ページ、紙かファイルの番号でいくと004でございます。こちらの3ページでございます。よろしいでしょうか。紙か頭が004のファイルのどちらかでございます。この3ページ、このたびは3つの改正、3つの制度を改めます。先ほども申しましたが、いずれも4月から施行いたします。1つ目は、住宅手当の改正でございます。第8条の2第2項、これ(2)です、中下線部分ですが、左欄の下線に1万7,000円と記載がございますが、これを右欄の2万7,000円に改定しています。これによりまして、結果的にこれまで月額最大2万8,000円の住宅手当が3万8,000円になるという改正でございます。近年の住宅不足と賃料の高騰で職員に負担が生じているための改正でございます。

2つ目は、中ほどでございますが、11条の2の改正でございます。ここでは、管理職手当を改正しています。本町の管理職手当は、後志管内でも一番低い支給率となっていることから、平均的な手当支給まで引き上げる改定を行うというものでございます。また、国に準拠し、これまでの定率から定額での支給に改めるということでございます。

それから、3つ目、これは新旧対照表の3ページの一番下段の表でございますが、この表が19ページにかけて給与表の改定をしてございます。本町の給与表につきましては、4ページを御覧いただきたいのですが、4ページの書き出しのとおり、左側の一番上が1級1号俸ということで53万3,300円という記載があるかと思えます。下線の一番上ですが、53万3,300円、これがスタートという給与表になってございます。これについては、古くから中学校卒の採用者を想定したものとなっております。国の場合はこれが高校卒の格付から始まっております、本町においても中学校卒の採用がないことから、このたびは国に倣い、高校卒を1級1号俸に格付するというように改定をしています。これがために右の表で1級1号俸が16万2,100円、こちらから始まるという表に改定してございます。今後中学校卒の採用がある場合は……失礼しました。改正にはなっておりますが、高校卒業の場合の実際の格付は1級5号俸からと。16万6,600円からということになるということでございます。失礼いたしました。今後中学校卒の採用がある場合については、別に対応させていただきたいと存じます。また、今後も1級職の給与等の額には影響はございません。

それから、この条例の附則ですが、この条例は、本年4月1日から施行いたします。

町民参加の状況ということでございますが、まちづくり基本条例54条第1項第3号に該当し、町民参加の手続を要しないというふうにしております。

議案の第7号に関する説明は以上でございます。

続いていきます。日程第16、議案第8号でございます。ファイルの002—2、これの26ページに戻っていただきたいといいますが、26ページに進んでいただきます。左上の議案第8号でございます。

ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

まず、議案の27ページでございますが、次のページでございます。そちらの一番下の提案理由でございますけれども、会計年度任用職員の特定職に専門性の高い新たな職を定め、専門職員の安定的な確保に資するため、本条例を制定するというものでございます。

まず、この条例の第24条では、別表第3にあるように会計年度任用職員について一般行政職など以外にその専門性などから特定職を置いてございます。今回の別表第3の表中(6)に消費生活相談員を、それから(7)に教育専門官を新たに位置づけております。まず、別表第3の(6)の消費生活相談員は、これまでフルタイム会計年度任用職員の一般行政職に位置づけておりましたが、消費生活に関わる環境は日々変化し、消費トラブルも日々進化、多様化しておりますことから、その専門性が非常に高いため、今後特定職に位置づけるというものでございます。なお、消費生活相談業務は、ニセコ町商工観光課に窓口を設置し、羊蹄山麓7町村で共同運営をしております。運営に関してはこれまで同様消費者庁から支援を受けてまいります。

次に、(7)、教育専門官でございますが、通称スクールコーディネーターと称し、1つ、ニセコスタイルの教育を進めるため幼児センターから高校まで一体感のある教育課程の構築、展開、それから2つ、英語教育、ふるさと教育、教育DXを進めると。それから、3つ目、地域、家庭が学校運営に参画するコミュニティ・スクールなどを担うということにしております。こちらもこれまでフルタイム会計年度任用職員の教育職に位置づけておりましたが、その専門性から今後は特定職に位置づけるというものです。なお、教育専門官の設置には総務省の支援を受けているということでございます。

条例の附則ですが、この条例は、公布の日から施行をいたします。

最後に、27ページ一番下、住民参加の状況でございますが、まちづくり基本条例54条第1項第3号に該当し、住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

こちら新旧対照表は後ほど御覧いただきたいと思っております。

議案の第8号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17でございます。議案第9号です。議案の28ページになります。

議案第9号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

2つ飛んで30ページをお開きいただきたいと思っております。一番下です。提案理由でございます。国家公務員等の旅費制度の見直しが行われることに対応するほか、移転料の見直しや全体用語の平準

化、不要な用語の改正等の全体見直しを行うため、本条例を提出するとしております。

今回は、昨年度も見直しをいたしました。改めて国に準拠する部分を含め、本町の実情に合わせた改正でございます。今回の改正は単なる文言の整理もでございますが、ここでは主な改正の概要のみご説明をいたします。新旧対照表、ファイルでいきますと004、紙ベースもでございます。新旧対照表の11ページ、004の11ページを御覧いただきたいと思っております。まず1つは、この条例の頭に条例の目次を加えてございます。

それから、2つ目、11ページの中ほどでございますが、第7条、こちらに第2項を加えまして、加えた趣旨が支給する旅費の計算において町外の自宅からの旅費計算を可能としてございます。

それから、3つ目、これも中ほどでございますが、第8条第1項の改正で、旅行中の交通機関利用による移動距離制限、これをなくし、公務出張の柔軟性を高め、移動幅を広げてございます。

それから、4つ目、第14条第2項、(2)というものですが、この第14条第2項、これから12ページの第4号、(4)まで、こちらの改正でございまして、ここでは急行など座席指定を活用する場合の距離基準を廃止してございます。

それから、新旧対照表、12ページが一番下でございますが、右欄でございますが、第32条において2、前項にかかわらず1年を超えてという、第32条でございます。前項にかかわらず1年を超えて云々と書いている部分のところでございます。ここで1年を超えて海外への研修の際、指定都市にあっては半額日当の支給、これを可能とするという改正でございます。

それから、6つ目、13ページから14ページの別表でございますが、13ページ、14ページに距離その他を書いた別表がございますが、この別表の改正によりまして国内外への研修派遣や他組織からの受入れ職員の移転料、いわゆる引っ越し料金でございます。これを実勢に近づけるよう改正をいたしました。

なお、この条例の附則でございますが、この条例は、本年4月1日から施行いたします。

住民参加については、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号の規定によりまして手続を要しないとしてございます。

議案の第9号の説明は以上でございます。

続きまして、日程第18、議案第10号でございます。こちらの議案の32ページを御覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

議案第10号 ニセコ町職員の自己啓発等休業に関する条例。

ニセコ町職員の自己啓発等休業に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページほど飛んでいただきまして、35ページが一番下、提案理由でございます。平成19年度に地方公務員法が改正され、自己啓発等の休業制度が整備されており、働き方改革や国のリカレント教育、こちらの推進に伴い本町においても職員の自己啓発等の機会を広く設けるため、本条例案を提出するものでございます。

自己啓発等休業は、大学などにおける就学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し、職員としての身分を保障したまま職務に従事しないことを認める休業制度でございます。休業の事由とし

ては、1つ、国内外の大学の課程に在学して、その課程を履修する、2つ目は開発途上地域における奉仕活動への参加でございます。

33ページでございます。33ページの条例本文でございますが、第2条において対象となる職員の要件として職員在職期間が4年以上と定めてございます。

それから、第3条において休業の期間は大学等の就学のための休業は2年間、それから国際貢献活動のための休業は3年間と定めてございます。

第4条におきましては、就学の対象となる教育施設を定めてございます。

それから、第5条、こちらについては国際貢献、いわゆる奉仕活動についてはJICAの進める青年海外協力隊、それからシニア海外ボランティアなどが該当いたします。

1ページ進んでいただきまして、34ページの一番下、第10条でございますが、当該職員の復職等における休業期間の扱いを定めてございます。なお、休業期間は給与は非支給でございます。また、現在予定している職員はございません。

最後に、町民参加の手続きでございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、住民参加の手続きを要しないとしているところでございます。

議案第10号、こちらの説明は以上でございます。

続きまして、日程第19、議案の第11号でございます。36ページでございます。

36ページ、議案第11号 ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

まず、次のページの37ページでございます。提案理由でございます。令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、これに伴いましてニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、こちらの引用先条項の改正、制定を行う必要があるということで改正を行っております。

本町では、今回の改正条例につきましてはマイナンバーを含む個人情報の扱いについて定めておりますが、このたびの条例改正は国の改正等を本町のマイナンバー関連事務の取扱いに新たに加えるための改正ということでございます。その内容につきましては、いわゆる国のマイナンバー法が改正され、その19条において一定制限の下に情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報、これはマイナンバーを含む個人情報のことでございますが、これを提供する場合や町などが条例で定めることにより他機関に特定個人情報を提供する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない旨が加えられたということでございます。

この条例の附則でございますが、行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる国のマイナンバー法、この施行の日から施行するという

こととさせていただきます。

こちらにつきましても町民参加等の手続を要しないということで手続を進めておるところでございます。

議案第11号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第20、次のページ、38ページでございます。

日程第20、議案第12号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

2つ進んでもらって40ページの下でございますが、提案理由でございます。国民健康保険税について国の制度改正に合わせて負担の適正化を図るため、当該保険税の賦課限度額の引上げ及び軽減所得枠の拡大を行うと、この必要があること、それから本町では令和12年度から国民健康保険税の水準が全道で統一されることを見据え、昨年度より北海道が示す標準保険税率、これに準拠した計算方法で、算定方法により完全移行をしているというところでございます。そこで、このたび令和6年度分として北海道より示された標準保険税率に準拠した算定に改めるため、本条例を提出するというものでございます。

ここでファイルの003、説明資料をちょっとお開きいただきたいと存じます。ファイルの先頭の番号が003、こちらの4ページでございます。右上に資料3とあるページでございます。ここにニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要ということでまとめさせていただいております。主な改正内容は、以下の3つでございます。1つは賦課方法の変更、それから2つ目が課税限度額の引上げ、3つ目が軽減対象枠の拡大ということでございます。1つ目の賦課方法の変更、これにつきましては、主な改正内容は北海道が示す標準的な保険税、この水準に合わせるための改正でございます。国民健康保険事業は、市町村個別の運営から都道府県ごとの運営に現在なっております。北海道では、令和12年度をめどに市町村間の保険料水準の統一、これを目指しています。本町でも被保険者の皆さんに負担額が大きく変わらないよう段階的に改正を続け、令和5年度からは完全に標準的な税率への移行を終えました。今回も北海道から令和6年度に必要な財源を確保する上で示された標準的な税率に合わせるための改正ということでございます。この改正の施行期日は、公布の日からということで定めておりますが、ただし適用は令和6年度国民健康保険税に限るというふうに定めております。

2つ目、課税限度額の引上げでございます。主な内容でございますが、以下に区分しております課税限度額を合計で2万円引き上げまして、国民健康保険税の課税限度額が年額104万円から106万円となるというものでございます。下に書いてあります3つの区分、これを合わせると104万円が106万円になるということでございますが、この要因は3つのうちの真ん中、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税額、こちらに係る限度額、これが22万円から24万円と2万円に引き上げられたというためでございます。この部分につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行の日から施行するというところでございます。

それから、最後は軽減対象枠の拡大ということで、均等割と平等割、これを軽減する所得基準が

下記のとおり拡大され、一定の所得がある中間層の負担軽減が図られているということでございます。内容については、表のとおりでございます。施行の期日は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行の日からということでございます。

議案の改正本文は、ただいまご説明した内容を反映したものとなっております。

この条例につきましてもまちづくり基本条例54条による住民参加の状況でございますが、令和5年12月11日にニセコ町国民健康保険審議会、こちらを開きまして、審議をいたしました。また、令和6年2月9日から26日まで改正条例案を町ホームページなどで公表し、1件のご意見を寄せていただきました。なお、寄せられたご意見への回答につきましては2月28日よりニセコ町公式ホームページ上で公表をしているというところでございます。

議案の第12号の説明は以上でございます。

続きまして、日程第21、議案第13号でございます。議案の42ページになります。002—2の議案の42ページ。

議案第13号 ニセコ町草地畜産基盤整備事業の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町草地畜産基盤整備事業の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページの43ページの下でございますが、ニセコ町を含めたようてい地区の草地畜産基盤整備事業実施に伴い事業参加者から分担金を徴収するため、一部文言の整理を行う必要が生じることから、本条例案を提出するというものでございます。畜産業の効率化など基盤となる環境整備のため本町含めようてい地区で国による草地畜産基盤整備事業に取り組んでおりまして、この事業に参加した町内の受益者から分担金を徴収するための条例ということで定めております。当該事業においては、国における事業の名称などが何度か変遷しておりまして、取り組む事業とその受益者、分担金の徴収先でございますが、その受益者を条例で特定する必要があることから、条例を改正し、取り組む事業名を確定するというものでございます。

この条例に関する住民参加の部分については、住民参加を要しないということで手続を進めておるところでございます。

議案の第13号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第22、議案第14号、44ページになります。

44ページ、議案第14号 ニセコ町公園条例の一部を改正する条例。

ニセコ町公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

45ページ、次のページでございます。提案理由です。公園として維持管理している桜ヶ丘公園が条例に記載がないこと、第4条により管理及び非常災害等の際に倒木等の対処ができないこと、ニセコ町運動公園施設のうち既に使用されていないゲートボール場の記載があるため、条例の改正を行うというふうにご書いてございます。

これについては、紙ベースか、もしくはファイルの004、新旧対照表の21ページをお開きいただき

たいと思います。新旧対照表の21ページ、ニセコ町公園条例の第4条、こちらにおきまして改正後の右欄ですが、下線部のただし公園管理上、または非常災害時のための措置として行う行為についてはこの限りではないと、これを加えて、現状既に行っている適切な管理を条例に位置づけをさせていただきました。

次に、新旧対照表の22ページ、次のページでございますが、条例の別表1、こちらに桜ヶ丘公園、こちらを新たに位置づけをいたしました。桜ヶ丘公園は、明治末期から多くの人に利用されている公園で、現在も町民や観光客の散策の場となっており、今後も多くの方が訪れる公園としての適切な管理を行えるよう条例上にも位置づけをいたしましたものでございます。

そのほか、同じく新旧対照表の22ページの別表の2、運動施設、こちらについて既に使用していないゲートボール場2面については削除をいたしましたということでございます。

この条例に関する附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

それから、条例に関する町民参加の状況でございますけれども、町民参加等の手続を要しないということで進めているところでございます。

議案第14号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程の第23でございます。23の46ページをお開きいただきたいと思います。議案第15号でございます。

議案第15号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

47ページの下でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が制定され、水道整備、管理行政の所管省庁が厚生労働省から国土交通省へ移管された、これに伴いまして関係条文の文言修正を行うということで、この条例を提出するというものでございます。このニセコ町水道条例中に記載のある厚生労働省を全て国土交通省に改めてございます。

この条例の附則ですが、この条例は、本年4月1日から施行するということでございます。

関係法令の改正ということで、住民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案の第15号については、説明は以上でございます。

続きまして、48ページ、日程第24、議案第16号でございます。

議案第16号 ニセコ町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

49ページでございますが、こちらも先ほどと同様、所管省庁が厚生労働省から国土交通省へ変更したということ、それからそのほか水質基準に関する所管省庁が厚生労働省から環境省へ移管したということに伴う条例の改正でございます。

ニセコ町の水道布設工事監督及び水道技術者に関する条例第4条第6号中、こちらも厚生労働省を、厚生労働大臣、こちらを国土交通大臣及び環境大臣に改めるということでございます。

関係法令の改正ということで、住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案の第16号に関する説明は以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により午後2時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時45分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） よろしく申し上げます。次の議案第17号に入る前に、申し訳ございませんが、先ほどのちょっと訂正を1つさせていただきたいと存じます。

ファイルの番号でいきますと002—2、議案の本文でございますが、これの34ページでございます。議案の第10号でございます。34ページについて、よろしいでしょうか。上のほうの第7条、この中の第7条の第2項、「自己啓発等休業の期間の延長は、」の次なのですが、人事委員会規則となっておりますが、これ人事委員会を削除していただきまして、延長は規則で定めるというふうに読み替えていただきたいというふう存じます。

それから、もう一つは下のほうの第9条第3項、いわゆる（3）でございますが、第9条の（3）、これがちょっと段ずれを起こしてしまっていて、最後のほうが「支障が生じている場」になってしまっていますが、場合ということで、合が1段下に下がっていますので、これが訂正ということで、この訂正の分につきましては後ほどまたこのフォルダに、タブレットにアップさせていただくということで訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第25の議案第17号でございます。タブレットの先頭番号が101番、こちらのフォルダをお開きいただきたいと思います。こちらのフォルダの1ページでございます。

議案第17号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,330万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,463万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。2ページの第1表、歳入歳出予算補正から3ページまでは記載のとおりでございます。

4ページから6ページは飛ばしまして、7ページ、こちらについても記載のとおりということでございます。

8ページになります。8ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出でございますが、今回の補正額は合計で2億2,330万1,000円でございます。財源内訳につきましては国、道支出金が3,349万5,000円、地方債が2億560万円、その他財源が90万円、一般財源が1,669万4,000円の減額となります。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明を申し上げますので、14ページをお開きいただきたく存じます。14ページ、歳出でございます。2款1項6目12節の商品券発行業務委託料356万4,000円、それとその2つ下、18節の商品券発行事業補助2,550万円、こちらはエネルギー、食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者に対し地方公共団体が地域の实情に合わせて必要な支援を実施できるように創設された国の重点支援交付金を活用し、町内経済対策、生活支援として地域ポイントによる商品券配付事業を実施するというための補正でございます。内訳でございますが、まずは委託料について当該システムの初期設定や、それからポイントを収納するカードのデザイン料で110万円、それからチラシ、ポスター等の作成で77万円、カードの印刷について2,800世帯を想定し、15万4,000円、それから通信運搬費としてこちらも2,800世帯で154万円、次にポイント発行本体でございますが、5,000円掛ける5,100人分で2,550万円という内訳になってございます。1つ戻っていただきまして、14節の定住促進住宅整備工事1億8,216万円、こちらにつきましては、観光需要の回復から町内の民間賃貸住宅が極端に不足し、また賃料も高額に推移しております。このため、特に公共業務を担う職員等の定住を優先確保しつつ、定住促進住宅の建設を行うため補正措置するものでございます。財源としては、年度末ですが、事業費の75%充当でございますけれども、新たな過疎債の手当てが可能となったことから、今回補正計上いたします。なお、建設場所は軌道線沿いの本通229番地内で、既に解体をしております2階建てメゾネットタイプの1棟4戸の公営住宅があった場所に木造2階建て1棟8戸の住宅を建設し、来年4月入居を想定して建設をいたします。

中段でございますが、24目臨時特別給付金事業費、こちらはコロナ交付金で昨年行った3万円給付に関し、事業費の全額が給付される見込みとなりまして、一般財源を173万5,000円減額し、予算の組替えを行ったということでございます。

それから、3項1目13節の証明書等コンビニ交付証明発行機能使用料5万1,000円、こちらは令和5年3月から運用を始めている住民票及び印鑑証明のコンビニ交付について、交付通数が当初見込みより大幅に増加していることから、証明発行機能使用料について補正をするものでございます。その下、北海道自治体情報システム協議会負担金323万3,000円、法律改正に伴う戸籍及び戸籍付票への氏名等の振り仮名を振るための対応及びマイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ

字表記に対応するシステム改修経費、こちらが算出されたことによりまして当初予算計上額に不足が生じたため補正をいたします。財源として社会保障・税番号制度システム整備補助金、こちらの100%充当をいたします。

下段、6項1目1節の監査委員報酬3万3,000円は、監査委員報酬1か月分に当たる補正でございます。退任及び新任者への報酬がそれぞれ一月、月割りで支給となることから、1か月分を増額補正とさせていただきます。

続きまして、15ページでございます。3款1項1目12節の羊蹄山ろく障害者相談支援事業委託料23万2,000円は、自治体が障害者総合支援法に基づいて委託した障害者相談支援事業については非課税扱いとならないということが判明をいたしまして、消費税分を加算して委託事業者、NPO法人しりべし地域サポートセンター、これは倶知安町でございますが、こちらに委託料を支払うために補正をいたします。なお、5か年度分なのですが、過年度の消費税分、それから加算税分、それから滞納税分、これについては改めて次に説明する負担金として補正をさせていただきます。その下、18節の羊蹄山ろく障害者相談支援事業委託過年度消費税等負担金90万2,000円、これにつきましてはただいまご説明をいたしました過年度分の消費税分と、それから加算税分、それから滞納税分を委託事業者を支払う負担金の補正でございます。その下、介護給付等給付費293万7,000円は、障害者自立支援給付費の給付実績に伴う単価の増及び対象者の増による補正でございます。

2項1目児童措置費、22節の補助金等返還金21万円、こちらは令和4年度未熟児療育医療費等国庫負担金の精算により発生する還付金ということでございます。

続きまして、16ページ、4款1項2目予防費、18節の北海道自治体情報システム協議会負担金73万2,000円、2つのシステム改修費用を含んでおります。まず、新型コロナウイルスワクチンの令和6年秋接種を実施するに当たり、既存システムである健康カルテシステムの改修が必要です。このシステムは、北海道自治体情報システム協議会に参加し、共同利用していることから、本町負担分を負担金として38万5,000円補正をします。それから、財源は新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金100%を充当します。次に、同じ健康カルテシステムですが、第4期特定健診、特定保健指導、こちらにも活用しております。このたび特定健診、特定保健指導制度の改正に対応するためシステム改修費用負担金として34万7,000円、こちらを補正します。改修内容は、健診の質問票項目や健診項目、メタボリックシンドローム判定、特定保健指導評価項目などの変更ということでございます。その下、補助金等返還金254万6,000円は、令和4年度分新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金、補助金に係る精算還付金として補正をするものでございます。

その下、7目環境対策費は、企業版ふるさと納税において予定額を90万円上回る寄附がなされたことから、環境対策関連事業に充当をするため一般財源を減額し、予算を組み替えてございます。

次、17ページでございます。8款2項2目及び5目については、まずニセコライ通の施工とニセコ登山道路の実施設計について、またその下、橋梁の長寿命化事業による小川橋補修工事と、それから田下通橋梁補修工事の改修事業について、これら当初一般財源を原資に予算化をしておりましたが、このほど起債が充当できることとなりましたので、一般財源を減額し、予算を組み替えました。

続きまして、18ページ、10款1項4目教育諸費、こちらはスクールバス運行経費について過疎対策事業債の充当が可能となったということで、財源を振り替えました。

2項小学校費、1目14節の近藤小学校営繕工事72万1,000円は、身体に不自由がある教員の校内移動に際し階段に手すりが必要となるため、その経費を補正するというものでございます。

5項1目幼児センター費、1節の会計年度任用職員報酬25万円は、幼児センターにて体調不良による入院や介護等で職員繰りが難しい中、安定した保育運営を引き続き行っていくために新たに会計年度任用職員を1名採用する人件費について補正をいたします。その下、費用弁償2万3,000円は、幼児センターにて新たに採用する会計年度任用職員が町外からの出勤となるため、必要な通勤手当について補正をいたすものでございます。

それから、6項1目社会教育総務費、1節の会計年度任用職員報酬9万円、こちらにつきましては、前回の補正で人事院勧告に伴う賃金改定に伴いパートタイム会計年度任用職員の報酬の増額による不足分を増額補正いたしましたが、その際4月から10月の月次報酬差額分の計上が漏れておりまして、適正な報酬の支払いができないため、不足分を補正するというものでございます。

続きまして、7項3目給食センター費、1節の会計年度任用職員報酬11万7,000円は、学校給食センターに勤務する代替調理員を募集したところ、2名の応募がありました。来年度の児童生徒数の増加により代替調理員が行う作業量が増えることから、新年度からの作業を見据え2名の任用を行うため、本年度予算の追加補正を行うというものでございます。

19ページでございます。11款2項1目、こちらは令和5年9月12日、それから9月18日の大雨によりまして被災した町道などの復旧費について災害復旧事業債を充当できる見込みとなったことから、一般財源を減額して、予算の組替えをしてございます。

20ページにつきましては、今回の補正で職員報酬等の改正を行い、給与費明細書を変更したことから、資料を添付しております。これは、後ほど御覧いただきたいと存じます。

続いて、歳入でございます。歳入ですから、9ページをお開きいただきたいと思っております。15款1項1目1節の障害者給付費負担金146万8,000円、こちらは歳出予算で説明しました介護給付等給付費293万7,000円の補正に対する国負担分2分の1の歳入補正でございます。

3目1節の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金185万3,000円は、令和4年度新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金精算追加交付分でございますが、こちらの確定による補正、それから2項1目1節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金323万2,000円は、法律改正に伴う戸籍及び戸籍付票への氏名等の振り仮名対応及びマイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字記載に対応するためのシステム対応経費、これが算出されたことによりまして当初予算計上していた国庫補助金が増額となったため補正をするというものです。その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金173万5,000円は、低所得世帯支援分、非課税世帯に対して3万円の給付をしたものですが、これについて事業費の全額が交付される見込みとなったための補正ということですので、追加分を補正しております。それから、その下、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,408万8,000円はエネルギー、食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者、事業者に対し地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を実施できるよう創設された重点支援交付金、こちらに

ついて歳出額と同額を補正するというものです。

一番下、3目1節の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金38万5,000円は、新型コロナワクチン接種に係る既存システム改修経費の財源となる国庫補助金、これを100%補正ということでございます。

続きまして、10ページでございます。16款1項1目1節の障害者給付費負担金73万4,000円は、歳出予算で説明した介護給付等給付費293万7,000円の補正額に対する道負担分4分の1、こちらの歳入補正でございます。

それから、11ページ、18款1項2目2節の企業版ふるさとづくり寄附90万円、こちらはこれまで企業から計7件の寄附申出があり、予算額を90万円分上回る寄附がなされたことから、当初予算を超える上振れ分を補正するというものでございます。なお、これまでの寄附充当事業については地域振興型再生可能エネルギー事業に6件、それからワーケーション推進事業に1件と、計7件の寄附をいただいているというところでございます。

続きまして、12ページ、20款1項1目1節の前年度繰越金1,669万4,000円の減額は、歳入歳出均衡を図るための減額でございます。

13ページ、22款町債は、既に予算化している右欄の6つの事業について過疎債の充当が可能となったことから、歳入を増額補正するものです。なお、1目1節のニセコ町定住促進団地整備事業債1億3,660万円は、ニセコ町定住促進団地整備工事について過疎債を財源として見込んでいるというものでございます。

その下、4目1節の橋梁長寿命化事業債310万円は、小川橋補修工事、それから田下通橋梁補修工事でございます。その下、町道ニセコミライ通整備事業債2,110万円及び町道ニセコ登山道路整備事業債860万円は町道の整備及び実施設計、その下、7目1節の過疎地域持続的発展特別事業債1,100万円は、過疎対策事業債のソフト分、スクールバス経費でございますが、こちらの借入れの追加配当があったための補正でございます。

その下、9目2節の公共土木施設単独災害復旧事業債2,420万円、こちらは令和5年9月12日と18日の大雨により被災した箇所、町道などがございますが、こちらの復旧費について災害復旧事業債を充当できる見込みとなったことから、歳入補正するものでございます。

歳入については以上でございます。

続いて、4ページに戻っていただきたいと存じます。議案の4ページ、第2表、繰越明許費補正でございます。地方自治法第213条により年度内に事業が終了せず、その支出が終わらない見込みの経費について翌年度に繰り越して使用するというものです。表の事業名を御覧いただきたいと存じます。財産管理費一般経費44万円、一番上です。これについては、平成24年に町が正式な売買契約で所有した字羊蹄の土地について数代前の所有者が所有権を主張している案件でございます。令和6年においても訴訟対応が必要なことから、昨年4月臨時会で委託料として66万円の補正を行っておりますが、うち44万円を繰り越すというものでございます。その下、定住促進住宅整備事業1億8,216万円、こちらは先ほど歳出でご説明しました住宅ですが、本年度に過疎債を充当でき、今回予算化をいたしました。この3月から令和6年度にかけて建設いたしますので、繰越しをいたし

ます。その下、担い手確保・経営強化支援事業3,562万8,000円、こちらも歳出で補正をいたしました3法人の農業機械購入補助でございますが、機械導入に時間を要することから、繰越して実施をいたします。その下、土づくり事業211万1,000円は、6月に補正をいたしました堆肥センター関連の電源設備工事でございます。漏電を防ぐなどの機能を持つ柱上高圧気中開閉器という機械について、その更新に際し一時的に堆肥センターの電力供給を止めて工事を行う必要があり、そのため電力会社との協議、手続を要し、実施までに3か月以上要すること、冬期間の作業には支障があることから、融雪後の作業実施と協議期間を含めた業務期間を確保するため繰り越して実施をいたします。その下、公営住宅改善事業4億2,192万7,000円は、前倒し実施をすることで国費支援が5%増えることから、本年度中に予算化するため、昨年12月に補正をいたしました町営プール向かいの住宅、この件ですが、当該事業は融雪後の工事实施が最適であることから、繰越して実施をするというものでございます。その下、道路維持管理事業4,180万円、こちらはニセコミライ通の延長105メートル分の無電柱化工事と歩道整備工事となります。

続きまして、5ページ、第3表、地方債補正です。表の上の3つにつきましては、先ほどの事業実施に伴う新規起債の追加です。その下の変更については、5から6ページにかけて既存事業に活用する起債が増加充当できることとなったため、限度額のみ変更をしております。変更の1つ目は橋梁の長寿命化、2つ目はニセコミライ通の整備、それから6ページはスクールバス経費の過疎ソフト事業が該当するというものでございます。

なお、今回一般財源の減額につながる地方債の充当ができたことから、地方債の残高に変更が生じております。地方債の残高につきましては、後ほど御覧いただきたいと存じますが、21ページに調書を掲載してございます。よろしく願いいたします。

なお、議案の第17号の詳細については、これも後ほど御覧いただきたいと存じますが、タブレットの頭が102となっている補正予算資料ナンバー1でも説明をしております。よろしく願いいたします。

議案の17号のご説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

次に入る前にちょっと訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。ただいま4ページの説明中、担い手確保・経営強化支援事業3,562万8,000円、こちらも歳出で補正いたしましたと申し上げましたが、こちらは2月の補正と、2月に補正をさせていただきましたということで説明すべきでございました。訂正をいたしたいと存じます。大変失礼をいたしました。

それでは、日程第26、議案の18号でございます。ファイル番号103でございます。日程第26、議案第18号 令和6年度ニセコ町一般会計予算についてご説明をいたします。少々長くなります。ご容赦いただきたいと存じます。

議案第18号 令和6年度ニセコ町一般会計予算。

令和6年度ニセコ町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66億9,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

令和6年3月6日提出、ニセコ町長、片山健也。

続きまして、令和6年度の予算の全体像でございますけれども、こちらについてはファイル番号の110番をお開きいただきたいと思います。これは、見ていただくよりしようがないかと思えます。一番下から3つ目ですか、110番、別冊の予算に関する参考資料、まずこちらからということで説明をさせていただきます。こちらのまず1ページ、資料にある1ページでございます。昨年度からの変更点として、令和6年度からの公営企業への移行により簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計において予算の作成方法が変更となったため、公営企業会計の表を分割して記載をさせていただきます。令和6年度の公営企業会計を除く各会計の予算総額は69億7,260万円でございます。前年度比12億9,590万円の増額計上でございます。公営企業会計の予算総額は10億8,068万3,000円で、前年度比4,228万3,000円の増額計上です。各会計の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

次のページをお開きいただきたいと思います。款別の予算比較、一般会計歳入を2ページに載せてございます。特徴としては、一番上、町税は、新型コロナ禍の悪影響から復調している経済状況を織り込み、対前年度比で5.6%、5,183万5,000円の増収、それから10款地方特例交付金は、令和6年度に実施する定額減税の減収分補填を見込み、対前年度比1,000%、2,000万円の増収、それから18款寄附金は主に企業版ふるさと寄附金の増額を見込み、対前年度比375.6%増の1億2,920万円の増収、それから22款町債は主に消防庁舎再整備事業の実施により対前年度比で218.7%増の8億8,790万円の増収ということで計上してございます。それから、自主財源の合計、地方にとっては重要な自主財源というところでございますが、この合計については1款、それから13款から14款、それから17款から21款、これを合わせたものでございますが、この合計が21億8,281万4,000円で、全体に占める自主財源の割合は32.5%となりました。また、地方交付税は全体の34.7%を占める割合となっております。

次に、歳出については3ページに記載のとおりということでございます。

4ページ以降については、特別会計予算を載せてございますので、これも後ほどご説明させていただきますと存じます。

続きまして、10ページから12ページにかけて、性質別予算の前年比較、それから13ページから15ページにかけては節別予算の前年比較を掲載してございます。後ほど御覧いただきたいと思います。存じます。

次に、36ページを御覧いただきたいと思います。36ページにつきましては、基金の状況でございます。一般会計の令和5年度見込みは記載のとおりで、大きな取崩しは予定してございません。令和6年度は積立金5,461万9,000円、取崩し額は5億5,634万円を計上してございます。今後の予算の執行においては、さらなる財源確保と経費節減、それから効率的執行に努め、決算期には基金繰入金の圧縮に努めてまいりたいと存じます。

また、39ページから48ページにかけて各事業の予算比較、主な増減理由を記載してございますので、こちらも後ほどご参考としていただければと思います。

それでは、令和6年度予算について款、項、目、節に沿って説明をしてまいりたいと存じます。当初予算ということで全会計にまたがりますので、新しい事業であるとか大きな増加があったものなどを中心に説明をしてまいります。よろしくお願いいたします。

予算本体のこれは頭が103と書いた、103のフォルダを開いていただきたいと思います。103、こちらの2ページからになります。まず、2ページは第1表、歳入歳出予算の歳入で、4ページまで続いております。

5ページ、6ページが歳出ということでございます。

7ページから11ページにつきましては飛ばしまして、12ページが歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

13ページの歳出合計の左から2列目、一般会計の総額が66億9,000万円、特定財源を除き一般財源は前年度比2億343万5,000円増の39億1,951万円となります。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明をいたしますので、60ページをお開きいただきたいと思います。歳出の60ページ、議会費でございますが、予算総額は4,844万1,000円、前年度比485万2,000円の増です。1款議会費ですが、1節報酬では議員報酬等審議会において議員報酬の見直し諮問があり、議員報酬の増が146万4,000円、また期末手当84万6,000円、議員共済組合納付金も25万5,000円の増額となっております。8節旅費の特別旅費159万2,000円は、主に北海道議会や北広島市などへの視察旅費14万4,000円、電子地域通貨さるぼぼコインなどの視察旅費94万8,000円を新たに計上してございます。

2ページ進んでいただきまして、63ページ、総務費関連の予算でございます。63ページ、2款1項1目8節の旅費733万円、こちらにつきましては、令和6年度から地域活性化センターへ1名、それから自治体国際化協会へ1名の研修派遣をいたします。このことに伴う赴任に要する費用、それから帰省旅費、合わせて127万2,000円、それから航空運賃等の高騰で合計で昨年度比209万9,000円増で計上してございます。それから、65ページに進んでいただきたいと存じます。17節の備品購入費181万円は、認証用スマートフォン、ペーパーレス会議に対応するためのモバイルルーター3台、庶務管理システムに対応する打刻用タブレット4台、ウェブ会議用モニター2台と設置スタンド等導入費用でございます。それから、下のほうですが、18節の、66ページに進んでいただきまして、66ページ、上から1段目、北海道自治体情報システム協議会負担金4,525万円、こちらは前年比141万円増で、行政システムの維持運営経費となっており、主な要因としてはデータセンター設備利用料負担金の増加によるもので、近年のDX化への対応に伴いデータ利用が増えているというものでござ

います。同じく18節、上から7項目め、地域活性化起業人事業負担金2,056万円、こちらは株式会社エイブル&パートナーズより社員1名の派遣費用として新たに2,056万円を計上しています。昨年9月まで株式会社CHINTAIから派遣をいただいておりますが、新たに役職員クラスの人材の派遣を受ける予定でございます。なお、今回の派遣職員には新たに業務改善やDX推進役として活躍いただく予定でございます。財源として特別交付税560万円、また企業版ふるさと納税を見込んでございます。

67ページ、2目自治振興費では、中段下、18節地域自治振興交付金、町内会の振興でございますが、これを39万6,000円増額して、329万3,000円を計上しています。

それから、3目交通安全費につきましては、次のページ、68ページ、18節の一番下、街路灯維持費補助でございます。各自治会が設置している街路灯の電気料の補助率を60%から65%に上げまして、94万1,000円を計上してございます。

一番下、4目基金積立費、これの次のページ、69ページ中段でございますが、ふるさとづくり基金積立金5,000万1,000円、その下、企業版ふるさとづくり基金積立金3,350万円、こちらを計上してございます。

それから、5目文書広報費、こちらは2ページ先、71ページでございます。2ページ先の71ページ、14節のコミュニティFM予備送信所設置工事2,786万6,000円、こちらは災害発生時において放送局及び送信所が被災したときに情報を確実に提供できるよう予備送信所を役場内に設置するための工事でございます。

72ページ、下から3つ目、12節の地域通貨環境整備業務委託850万円は、電子通貨アプリによる地域内通貨を発行し、地元商店や事業者など加盟店を増やし、共感を基本とした地域循環型の経済の仕組みを構築するため予算計上しております。内訳は電子通貨を活用する加盟店への端末レンタル費用として176万円、システム使用料が198万円、事業者説明コールセンター対応などの人件費として476万円を計上してございます。続きまして、2ページ進んでいただきまして、74ページでございます。上から5つ目、18節でございますが、その他負担金として580万8,000円の計上でございます。これは、オーバーツーリズムに伴う日本人観光客や外国人観光客など観光型路線バス10台の運賃をキャッシュレス化することでスピーディーで適正な運送が図られることから、ニセコバス及び倶知安町とニセコ町とで乗車割合により分担して予算計上をしてございます。18節の一番下、デマンドバス運行事業補助4,130万7,000円には、これはにこっとBUS運行事業補助として3,130万7,000円を計上してございます。また、新たににこっとBUSの予約システム、これは現在のものは平成24年の導入でございますが、新たににこっとBUSの予約システムの更新で1,000万円を計上してございます。

同じページの下段、7目地域振興費は全体で1億5,840万7,000円の計上、主に地域おこし協力隊と集落支援員の予算を計上しています。財源は、特別交付税で措置されます。地域おこし協力隊については、30人分の予算を計上しています。集落支援員については、中央倉庫群の配置1人分の人件費と、家賃ですけれども、住宅支援11人分の予算を計上しております。なお、集落支援員は町全体で17名の配置となっておりますが、16人分の人件費は各所管で予算計上してございます。

続きまして、進んでいただきまして76ページでございます。8目自治創生費、こちらは全体で前年比4,001万2,000円の増の1億1,452万5,000円の計上でございます。76ページが一番下段、12節の多様な連携による持続可能なまちづくり推進支援事業委託料2,422万5,000円、こちらにつきましては、まちづくり会社を主体とした多様な連携を進めるためオフィシャルパートナーのマッチング支援、それから環境を基軸とした建物環境対策、それからEVを活用した自動車のシェアリングサービスの構築、導入の支援などとして予算計上してございます。財源としてデジタル田園都市国家構想交付金を2分の1、特別交付税を4分の1、75%を見込んでいるということでございます。77ページ、上段2つ目、12節の移住定住支援業務委託料783万2,000円を計上、内容は移住定住相談員2名を配置し、移住に関する相談窓口の設置、移住定住のPR、現地コーディネートの強化、移住者の交流イベントなどの予算として651万9,000円を計上してございます。これは、特別交付税の対象でございます。また、移住につながる縁つなぎイベントの実施委託業務として、ニセコスノーボードツアーを企画し、地域おこし協力隊の興味のある方や地元住民との交流のため、その予算として131万3,000円を計上しているということでございます。次に、18節、地域活性化起業人事業負担金1,120万円、こちらは昨年に続きデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、こちらより企画環境課に派遣を受けている1名、それから今回新たにWELLNESTHOMEからニセコSDGs街区の建設に伴う技術的支援のため1名分の負担金として計上しています。これも特別交付税と企業版ふるさと納税により経費を賄ってまいります。その下、NISEKO生活モデル地区推進事業補助5,650万円は、旭化成ホームズ株式会社からの企業版ふるさと納税を活用してSDGs街区の建設工事に伴う資材の高騰などに対応する支援を行い、建設費用の低減を図る予算を計上しています。令和6年度は、企業版ふるさと納税から寄附を受けた9,000万円のうち5,650万円の寄附を活用し、残り3,350万円を令和7年度の基金とする予定でございます。その下、ワーケーション促進モデル事業補助100万円は、ワーケーション、いわゆる仕事と余暇を兼ねた取組として、ニセコ町を会場にパソコンのプログラミング講座を開催いたします。これは、ニセコ町ワーケーション推進協議会へ補助しているというものでございます。

それから、9目財政管理費、8節の特別旅費36万8,000円は、総務省での財政関係の研修会へ参加する旅費でございます。現在毎年お声をかけていただきまして、年間2回程度開催されて、毎回職員2名を派遣する旅費を計上してございます。

78ページ、10目会計管理費、こちらは全体で前年度比68万9,000円増の271万7,000円の計上、増額の主な内訳は指定金融機関である北海道信用金庫に支払う公金取扱いに係る事務経費の値上げによるもので、11節の口座振替手数料で34万8,000円の増の95万3,000円、それから18節の民間企業派遣職員負担金、これは窓口へ派遣してもらっているということですが、この負担金で30万円増の120万円でございます。それから……失礼しました。11節の口座振替手数料と私申し上げました。口座振替手数料の誤りでございます。訂正をいたします。大変失礼いたしました。

それから、11目庁舎管理費でございますが、こちらの80ページまで進んでいただきまして、14節の電話設備設置工事33万円、こちらは昨今の業務増加に対応するため電話機増設費用3台分、それからその下、事務用品費は55万円の計上でございます。

それから、12目財産管理費、81ページ、13節、職員住宅借り上げ料919万1,000円、こちらにつきましてもは現在町内の住宅不足などから町内1か所6戸を職員住宅として借り上げているほか、出向職員の派遣負担軽減措置として、北海道後期高齢者医療広域連合へ現在出向中の1名の札幌市内の住宅借り上げ料、東京へ派遣する職員2名の東京での住宅借り上げ料2件分を新たに計上し、昨年度より377万9,000円増となっております。また、14節の町有建物解体工事550万円は、消防庁舎の取壊しを行うため新たに計上してございます。その下、13……消防庁舎と申し上げました。消防庁舎の間違いでございます。訂正をいたします。大変失礼をいたしました。

その下、13目職員厚生研修費の8節、特別旅費741万8,000円は、コロナ感染の拡大で中止していた北海道市町村振興協会国外研修の1人の参加に加え、地域リーダー塾1人、それから農政未来塾1人、デジタル創発塾1人、昨年に引き続き持続可能なまちづくり、省エネ、林業を学ぶドイツ合同研修へ1人、新たにJ T B F欧州スイス視察旅費1人、こちらを新たに計上し、昨年度より230万7,000円増で計上してございます。

（「もうちょっとゆっくり」の声あり）

もう一回申し上げます。13目、大変失礼いたしました、8節、特別旅費、741万8,000円、これはコロナ感染の拡大で中止していた北海道市町村振興協会国外研修の1人の参加、これに加えて地域リーダー塾1人、それから農政未来塾1人、デジタル創発塾1人、昨年に引き続き持続可能なまちづくり、省エネを学ぶドイツ合同研修へ1人、新たにJ T B F欧州スイス視察旅費1人、これを新たに計上したというものでございまして、昨年より230万7,000円増ということで計上してございます。82ページ、18節の2つ目でございます。奨学金代理返還負担金120万円、30歳未満の職員で奨学金を借りて大学などに進学した者に1人1年間12万円を限度に支援を行います。これは、町内が住宅不足の上、家賃が高騰している現状から、特に負担が大きい30歳未満の職員、これに対して支援を行うというものでございます。今年度新たに10人分、120万円の予算計上してございます。

次に、14目自動車維持費、一番下、13節の自動車借り上げ料86万8,000円、これを新たに計上しています。これは、現在の町長公用車が老朽化によりエンジン部分の不調があり、新たにワゴンタイプの車両を8月よりサブスクリプション、一定期間借り上げ、これにて借り上げをするという費用でございます。

続きまして、83ページ、15目町民センター費、こちらでは全体で前年比156万円増の2,336万7,000円の計上、主にニセコ町民センターの電気料及び人件費等の増による管理業務委託料が増加ということとなっております。

84ページ、16目地域コミュニティセンター費、各地区センターの維持経費270万3,000円を計上してございます。

その下、17目職員給与費でございますが、人事院勧告の実施に伴い全体で前年比4,590万5,000円増の9億5,072万9,000円を計上してございます。2節の特別職給でございますが、議員報酬等審議会において先ほど申し上げた諮問によりまして前年比96万円増の2,208万円、一般職は2,302万2,000円増の3億4,912万円、会計年度任用職員で68万7,600円増の1億440万5,000円を計上してございます。また、3節の2つ目、住居手当については、昨今の町内の賃貸民間住宅の高騰を受け、制

度の見直しを行いまして、先ほど上程させていただいた内容でございますが、上限額をこれによりまして1万円増の3万8,000円としたため、前年度比301万3,000円増の1,527万2,000円としております。さらに、85ページ、上から2行目でございますが、管理職手当1,034万円、こちらはこれまで給料の8%としておりましたが、国が既に定額制へ移行していること、また他町村と比べても低く抑えられていることから、これを見直し、6級職月額5万1,900円、5級職ほか月額4万9,600円とします。これに伴いまして、前年比384万7,000円の増ということになります。

86ページ、18目防災対策費、8節の2つ目、普通旅費25万8,000円は前年度比17万8,000円増で、主に原子力災害時の全町避難や役場移転業務要領について情報を収集するため福島県双葉町、それから浪江町などへ先進地視察するための旅費で、予算の計上でございます。10節需用費の1つ目、消耗品費281万9,000円のうち101万2,000円は、昨年度に引き続き職員の防災用防寒着の残り50着、この購入費用でございます。また、この予算ではさらに定期的、それから計画的に備蓄食料も購入をいたします。

87ページ、19目の地籍調査費は、ほぼ前年同額でございます。

88ページ、20目庁舎等整備費、こちらは消防庁舎建設のため全体で前年比7億6,019万8,000円増の8億824万3,000円を計上してございます。内訳といたしましては、施工の技術協力業務委託、E C I経費とっておりますが、技術協力業務委託で500万円、その下、消防庁舎再整備業務支援委託料633万6,000円は北海道建設技術センターに実施設計の精査、発注仕様の作成支援補助のための経費、これを計上してございます。その下、施工に伴う消防庁舎整備施工監理業務委託料697万4,000円、それからその下、8月末までに行う予定の消防庁舎再整備実施設計策定業務委託料1,546万9,000円、その下、14節工事請負費では9月からの工事を施工するための費用7億7,363万円を新規計上してございます。これらは、令和6年度における費用となります。

その下、21目諸費については、記載のとおりでございます。

89ページ、2項徴税费、ページの中ほど、1節報酬の2つ目、会計年度任用職員報酬199万1,000円、これは税収の増大や宿泊税の新設等に伴い税務業務の業務量が増大していることから、主に窓口業務を担うパートタイムの職員の雇用に要する経費でございます。

90ページ中ほど、中段よりちょっと下です。12節委託料の上から2つ目、債権管理適正化業務委託料84万8,000円、これは税だけでなく、使用料など町が取り扱う公金全ての収納業務をレベルアップし、将来的には一元管理することも検討するため、専門家による研修や指導を委託するための費用でございます。同じく3行目の宿泊税システム導入業務委託料209万円、こちらにつきましては町で宿泊税の申告内容や納入状況を管理するためのシステムを新規に導入するための費用でございます。

2ページ進みまして、92ページ、4項選挙費、1目3節の時間外勤務手当と管理職特別勤務手当、こちらは合わせて4万5,000円増の10万3,000円の計上、選挙人名簿の登録作業、これが令和6年度は土日に行われることが多くなるためでございます。なお、今年度は選挙を予定していませんが、衆議院の解散がある場合は補正で対応させていただく予定でございます。

続きまして、93ページ、5項1目1節の統計調査員報酬84万5,000円、こちらは5年に1度の農業

センサスの実施によるものでございます。

その下、6項監査委員費については、94ページにかけまして前年度より1万1,000円減で記載をしてございます。

95ページ、3款1項1目1節の報酬、社会福祉委員15名分の報酬でございます。96ページ、12節委託料の1つ目、健康診断委託料670万3,000円は、国保加入者の特定健診と人間ドックなどの委託料で430人分を計上してございます。その2つ下、移動支援委託料566万3,000円は、障害者の外出に係る支援を行うもので、対象者5名分の予算でございます。その下、羊蹄山ろく障害者相談支援事業委託料287万8,000円、羊蹄山麓町村7町村が共同で障害者のサービス利用計画の作成や相談業務などを委託してございます。18節負担金補助及び交付金の97ページ、上から10行目でございます。羊蹄山ろく発達支援センター業務負担金295万2,000円、こちら羊蹄山麓7町村が共同で負担しており、ニセコ町から登録児童は19人となっております。同じく下から2つ目、ニセコ町社会福祉協議会補助2,580万2,000円、社会福祉協議会事務局3人分の人件費と諸経費で1,760万2,000円、それから訪問介護事業に係るヘルパー人件費と諸経費で748万円がその内訳でございます。98ページ、上から2つ目、地域活動支援センター運営事業補助1,050万円は、NPO法人ニセコ生活の家への補助で、前年同額でございます。19節扶助費の一番下、介護給付等給付費1億765万1,000円は、障害者総合支援法に基づく福祉サービス給付について障害者37人、障害児16人分を実績等により計上しているものでございます。

続きまして、飛んでいただきまして100ページでございます。100ページの12節委託料、これの1つ目、配食サービス事業委託料429万8,000円、前年同額を計上しています。現在登録者数は53人でございます。101ページ、上から3つ目、ニセコ町介護保険サービス推進体制最適化検討業務委託料、こちらは前年比389万7,000円減の1,089万円を計上してございます。ニセコ福祉会の経営安定化に向けた委託でございますが、今年度は前年度に作成した数値目標アクションプランのモニタリングとニセコ福祉会の生産性向上に向けた取組と社会福祉協議会等関係機関との連携体制構築による実行支援、こちらを予算化、予定してございます。それから、18節の2つ目、後志広域連合負担金、こちらは274万6,000円の減の6,480万8,000円、内訳は介護給付費町村負担分4,744万9,000円、広域連合事務費負担分904万2,000円、介護認定審査会負担分245万3,000円……すみません。早口になって失礼しました。全体で6,480万8,000円の計上でございまして、内訳をもう一度申し上げます。介護給付費町村負担分が4,744万9,000円、それから広域連合事務費負担分で904万2,000円、介護認定審査会負担分が245万3,000円、低所得者保険料軽減町村負担分が147万9,000円、介護予防総合事業町村負担分が166万5,000円、包括的支援事業等町村負担分が272万円という内訳でございます。102ページでございます。上から2つ目、ニセコハイツデイサービスセンター設備更新等事業補助334万4,000円でございます。こちらは、ハイツ厨房及び大浴場の配管改修工事とキュービクルの改修工事、これを行うというものでございます。その下、高齢者介護施設経営維持特別対策事業補助2,184万7,000円、ニセコハイツに対し数値目標アクションプランに基づく資金繰りに係る支援を行うための予算計上でございます。19節扶助費の一番下、高齢者施設利用者負担軽減補助17万7,000円、これは低所得のため施設入所費用の一部を扶助するもので、対象者1名が新たに発生したことによる予算

計上でございます。22節の公用車譲渡事業償還金4,000円、保健福祉課公用車1台の更新取得に伴う備荒資金償還金でございます。備荒資金というところで一旦買っていただいて、それを譲渡を受けるといって購入をしますが、保健福祉課公用車1台の更新取得に伴う備荒資金償還金でございます。返済は7年度からということで、今年は利子のみ支出ということでございます。

3目18節の後期高齢者医療給付費負担金5,081万4,000円、こちらは北海道後期高齢者医療広域連合の提示額に基づく予算計上でございます。103ページ、一番上、その他負担金4万2,000円は、健康診断時の綺羅ポイント給付事業に係る商工会の負担金でございます。

続いて、2項児童福祉費、1目児童措置費、104ページ、12節の1つ目、休日子ども預かり業務委託料158万9,000円、NPO法人ニセコ未来サポート隊へ委託している冬期の子どもの遊び場キッズパーク事業でございます。子どもたちの冬休み期間における屋内の居場所、遊び場の選択肢が増えるよう実施期間を延長するため委託料を前年比43万9,000円増で計上してございます。また、12節の2つ目、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料448万5,000円は、現行の第2期子ども・子育て支援事業計画が令和6年度までとなっていることから、令和7年度から11年度の次期計画策定に向けた作業に取り組むため業務委託料として新規計上してございます。18節の1つ目、北海道自治体情報システム協議会負担金43万1,000円は、今年度予定されている児童手当改正に伴うシステムの改修費でございます。その下、ファミリーサポートセンター事業補助369万4,000円、こちらはファミリーサポートセンター運営に係る経費で、産後鬱の母親などを対象により利用しやすく負担を軽減するため、その利用料を補助する目的で業務委託をしているまんまじょ、なみうち助産院と協議した結果、前年比8万円の増額計上となっております。105ページ、一番上、19節扶助費のこども医療費は147万9,000円増の540万円、その下、こども医療費(拡大分)264万円増の1,200万円を計上して、18歳までの医療費無料化を継続をいたします。

それから、2目児童福祉施設費の1節、会計年度任用職員報酬503万円増の886万円、こちらはニセコこども館において地域おこし協力隊の卒隊に伴い新規雇用が必要なことから、1名分を増額計上していることと、時給職員の待遇改善と長期的な職員確保のため一部月給における雇用形態へ変更するための増額計上となっております。続きまして、106ページでございます。13節の2つ目、保育支援システム使用料39万6,000円、その1つ下、17節備品購入費の一般備品5万1,000円、これらはこども館において幼児センターで使用している保育支援システムコドモンを新規導入し、お知らせの一斉配信や出欠の確認を行えるよう業務の効率化と利便性の向上を図っていくというもので、システム使用料とタブレット購入費を新規計上しております。

107ページ、4款1項1目保健衛生総務費、18節の4つ目、倶知安厚生病院第2期整備費用負担事業負担金、3,979万4,000円の減の4,924万9,000円を計上、今年度の主な工事は昨年度から引き続き増築棟の建設が主でございます。同じく18節の下から3つ目、倶知安厚生病院救急医療等体制整備補助、こちらは18万9,000円増の1,619万8,000円、これは倶知安厚生病院の不採算部門を羊蹄山麓7町村の協定により総額2億円を倶知安町が7割、残り3割を6町村で均等割、6町村で負担する割合の負担分でございます。その下、簡易水道事業補助金7,165万円、これは前年度比29万2,000円減の計上です。簡易水道事業の法適用化で令和6年度から企業会計となり、これまで当該予算は27節

繰出金で賄っておりましたが、今後は補助金で支出をいたします。

2目予防費、108ページ、11節役務費でございます。全体で15万9,000円増の621万4,000円を計上、各種検診手数料などの支払いでございます。それから、109ページ、12節委託料、全体で2,072万4,000円を計上しています。予防接種の内容については、昨年と同様を予定してございます。110ページ、一番上、子ども向け定期予防接種業務委託料は180万8,000円減の801万9,000円を計上、主な減額は子宮頸がんワクチン接種の減額でございます。18節の北海道自治体情報システム協議会負担金364万1,000円は、予防接種母子健康システムの利用が141万9,000円、内訳でございます。予防接種母子保健システムの利用料が141万9,000円、保守料が78万1,000円、領収書印刷対応が27万5,000円及び地方公共団体情報システム標準化、共通化対応、これが116万6,000円となっております。下のほう、19節扶助費の111ページ、上から2つ目、先進不妊治療費等扶助27万円は、医療保険の対象となる不妊治療に加えて先進医療を受けた場合、その経費の一部について助成する予算を計上してございます。

3目環境衛生費の112ページ、12節委託料の2つ目、エキノコックス感染検体検査業務委託料25万円は、前年同額を計上し、エキノコックス感染症を防ぐためキツネの感染状況を調査します。18節の3つ目、合併処理浄化槽整備事業補助、これは補助対象としていた新築の合併浄化槽設置への補助をやめ、くみ取り式または単独浄化槽を合併浄化槽へ転換した家庭のみを対象としたため、365万円減の363万円の予算計上でございます。

4目のニセコ斎場費、こちらは113ページにかけてニセコ斎場の維持管理として全体で858万3,000円を計上しております。

113ページ、5目保健師設置費、1節の会計年度任用職員報酬は326万7,000円減の183万7,000円、短時間会計年度任用職員、保健師でございますが、これ1名を採用予定でございます。

それから、114ページ、6目保健衛生普及費は6万4,000円減の23万9,000円を計上、各地区保健委員さんと研修会などを行います。

7目環境対策費の115ページ、12節委託料の3つ目、太陽光発電設備設置設計、それから調査業務委託料1,828万1,000円、こちらは昨年計画した第5次地球温暖化対策実行計画事務事業編に基づき役場屋上や町民センター、綺羅乃湯、給食センターなどに太陽光パネルの設置をするため予算計上したものでございます。経済産業省補助を100%見込んでございます。116ページ、上から3つ目、12節の委託料のニセコスタンダード住宅推進事業補助2,450万円、昨年計画した脱炭素アクションプラン、これや第5次地球温暖化対策実行計画事務事業編、これに基づき、内訳としてまず個人住宅の太陽光設置の支援として7戸分700万円を計上しております。それから、事業者向けで3戸分1,000万円、また一定基準の高気密、高断熱施工を実施する新築住宅の建設に5件で750万円を支援するという予算でございます。財源は、環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、これを活用します。

2項1目清掃総務費、こちらは全体で一般廃棄物処理基本計画、災害廃棄物処理計画策定業務が終了したことにより444万8,000円減の51万2,000円となっております。

2目塵芥処理費、次のページ、117ページでございます。117ページの12節委託料の2つ目、持込み一般廃棄物受入れ場所管理業務委託料473万円の新規計上、その下、じん芥収集業務委託料、前年

比819万8,000円増の9,017万円を計上してございます。2つ下、空き瓶、ペットボトル分別保管業務委託料、前年比270万1,000円の増の2,970万6,000円を計上、3つ下、羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託料456万5,000円の増の5,021万5,000円の計上、これは可燃ごみの処理量の増加によるものでございます。2つ下、一般廃棄物不燃粗大ごみ処理業務委託料67万6,000円増の990万7,000円、こちらも不燃ごみ、粗大ごみの処理量が増大したものによる……失礼しました。一般廃棄物不燃粗大ごみ処理業務委託料67万5,000円増の909万7,000円の計上でございます。こちらも不燃、粗大ごみ処理量が増加しているということでございます。

118ページ、3目し尿処理費、18節羊蹄山麓環境衛生組合負担金、こちらは人口割と投入量割の算定によりまして263万9,000円増の4,173万9,000円の計上でございます。

119ページ、5款労働費、こちらは記載のとおりですが、昨年度後志職業能力開発協会、これが解散したことにより負担金が1万9,000円減となっております、全体でも1万9,000円の減となっております。

それから、120ページ、6款農林水産業費は121ページ、3目農業振興費、こちらの次のページ、122ページ、18節の一番下、ゆり根種子購入補助36万8,000円、こちらの新規計上でございます。国内のブランドである羊蹄産ゆり根、これを作付する町内農業者に対し種子購入の一部に対して助成を行います。123ページ、一番上、生分解性マルチ普及促進事業補助38万円の新規計上、環境に配慮したマルチ資材、これは保温などのために土壌表面を覆う資材のことですが、このマルチ資材の導入を進める生産者に対して導入費用の一部を助成をいたします。その下、農業次世代人材投資資金、前年度比195万円増の2,070万円は、青年就農給付対象者への給付金として計上しています。本事業は一定条件の下、就農直後5年以内の農業者に最大年間150万円、新規夫婦就農の場合は225万円、こちらの交付金が交付されるもので、財源は全額道補助金が充当されます。令和6年度は、継続分を含め夫婦就農6組を含む8件分、こちらを見込んでございます。

その下、4目畜産業費、18節の一番下、自給飼料生産拡大緊急対策事業補助175万円、いまだ飼料高騰、それから牛の個体販売価格の低迷が続く酪農業に対し集約草地の採草地貸付け、入牧料、牧草ロールの売払い費用について助成をするというものでございます。

124ページ、5目草地管理費、中ほど下でございまして、12節の草地畜産基盤再整備事業委託料、こちらは昨年度比565万6,000円増の748万円を計上してございます。集約草地、牧草地でございまして、集約草地5牧区及び酪農の牧草更新を実施するものでございます。令和6年度は、ニセコ町集約草地の採草地として、草を取る場所、採草地として使用している第5牧区6.5ヘクタール、こちらの更新及び酪農家4件、14ヘクタールの草地更新を行います。

同じページの一番下、6目農地費、前年度比513万円減の1億682万5,000円の計上となっております。主には10年目を迎えた国営農地再編整備事業に係る換地業務の事務経費として委員報酬や費用弁償、それから業務委託料のほか、町単独事業の補助、それから促進期成会の補助金等を計上してございます。126ページに進んでいただきたいと存じます。126ページ、18節負担金補助及び交付金の上から4つ目、18節の明暗渠掘削特別対策事業50万円、その下、農業用水路補修事業補助、これに50万円、これらはいずれも町の単独事業として予算計上しています。その下、ニセコ町国営農

地再編整備事業促進期成会補助では、前年比9万2,000円増の127万1,000円を計上してございます。3つ下、多面的機能支払交付金3,963万4,000円の計上、これは対象農地面積2,267ヘクタールに対し1アール当たり田んぼで350円、畑で130円、草地で20.5円、これを交付し、地域資源の保全推進と農村の環境保全を実施する8団体に交付するものでございます。その下、中心経営体農地集積促進事業交付金は、前年度比1,041万7,000円減の4,513万4,000円を計上、国営事業の夏期施行によりまして、農地の整備の夏期施行でございますが、これにより作付できない農業者の所得補填といたしまして交付するものです。この制度は、関係農業者から交付金の45%を負担金として徴収し、残り55%について国の補助を受け、これらを併せて農業者に交付するというものでございます。

127ページ、2項林業費の1目1節の会計年度任用職員報酬256万9,000円、こちらの新規計上は、ニセコ町の林政業務を推進するため林政アドバイザーを雇用するための経費を計上してございます。128ページ、12節の有害鳥獣駆除業務委託料、前年度比496万3,000円増の986万7,000円の計上、農業有害鳥獣駆除の捕獲が増加していることから、猟友会への委託費を72万円増加、またカラスの農業被害対策としてカラス駆除用の箱わなの設置期間の延長による57万円の増加、それから捕獲鳥獣の処理に対する業務の新規計上が361万8,000円、箱わな撤去作業を合わせた費用ということになります。

続きまして、129ページ、2目町有林造成費、12節の下刈り事業委託料、こちらは昨年植栽を行った峠第2地区、22林班5.94ヘクタール部分の下刈りを行うため252万9,000円を新規計上しております。その下、間伐事業委託料では峠地区、峠第2地区、22、23林班合わせて19.04ヘクタール、こちらで搬出間伐を行うための587万2,000円の予算を新規計上しております。その3つ下、18節の負担金補助及び交付金、ニセコ桂台線、仮称でございますが、これの負担金1,107万3,000円の新規計上、桂台地区の森林整備を推進するため令和6年度から令和13年度までの道営事業として林業専用道を開設する費用の負担金となります。本年度事業費予算4,429万円の約25%の負担、これがニセコ町の負担ということになります。

○議長（青羽雄士君） 説明を中止してください。

◎延会の議決

○議長（青羽雄士君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会をすることに決しました。

◎延会の宣告

○議長（青羽雄士君） なお、あした3月7日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

延会 午後 4時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (原本自署)

署 名 議 員 大 野 幹 哉 (原本自署)